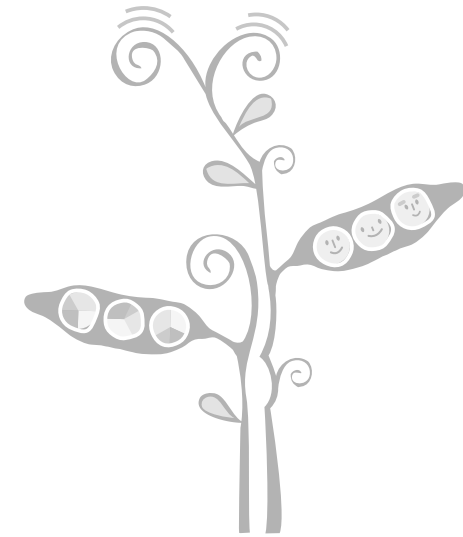


第 2 章

保育所編

村上 博文

(和泉短期大学児童福祉学科 非常勤講師)



園の体制

公営では、乳児保育の定員が少ない。また私営の62.5%が定員超過であり、とりわけ1歳児と2歳児に目立つ。私営では開所時刻が早く、閉所時刻は遅い。延長保育も早く始まり、遅く終わる。障がい児保育を除き、私営が公営に比べてより多様な特別保育事業を展開している。

園児の受け入れ・特別保育事業

定員は、「3歳児」前では公営が、「3歳児」以降では私営が少数者傾向に

保育所の定員について、年齢別に示したのが図2-1-1と図2-1-2である。前者は公営の定員を、後者は私営の定員を表している。人数の単位は、「児童福祉施設最低基準」で規定された保育士と子どもの定員比率を参考に6人とした。

まず公営に目を向けると、「0歳児」の定員は「1～6人」がもっとも多く、57.7%と半数を超えている。「7～12人」の36.1%を合わせると、12人以下の保育所は90%を超える。「1歳児」の定員は、「0歳児」に比べると「1～6人」は27.7%に半減するが、「7～12人」は38.2%と微増し、「13～18人」は24.6%に増える。「2歳児」になると「13～18人」の定員が一番多くなり（34.1%）、「19～24人」は14.7%である。その一方で定員が「1～6人」や「7～12人」は10ポイントほど減る。公営では「2歳児」の定員が、12人以下と13人以上に二分されている。

「3歳児」の定員になると、定員は大幅に増加する。「19～24人」が54.8%に急増し、「25～30人」が11.1%、「31人以上」が10.1%になる。そして「4歳児」「5歳児」になると、「25～30人」を定員とする保育所が半分以上になる。

一方、私営では、「0歳児」の定員でもっとも多いのは「7～12人」である（45.1%）。

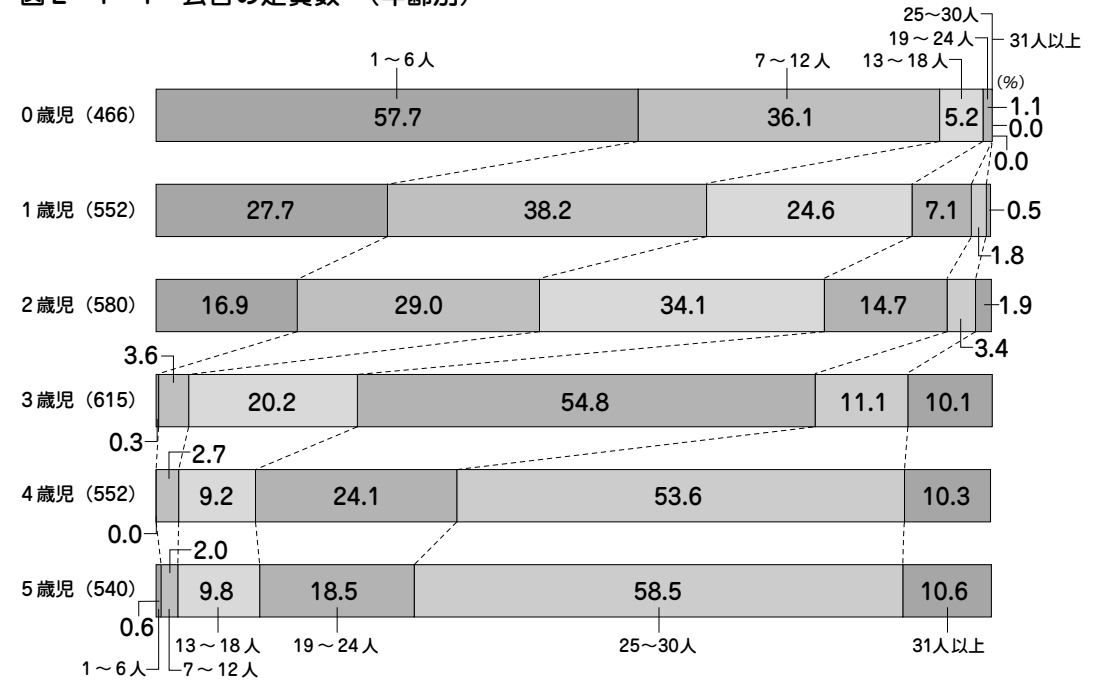
公営で一番多かった「1～6人」は、私営では38.8%であり、18.9ポイント少ない。「1歳児」の定員も「7～12人」が38.1%で一番高く、これは公営とほぼ同じ割合である。また「1～6人」は公営の半分以下（11.1%）になるのに対して、「13～18人」は7.0ポイント上昇する（31.6%）。「2歳児」の定員も公営と同様に、一番高い割合を示しているのは「13～18人」である（32.8%）。「1～6人」を定員とする保育所がさらに減る一方で、「19～24人」を定員とする保育所は増加している。

「3歳児」の定員になると、「1～6人」「7～12人」「13～18人」の割合は低くなるが、「19～24人」「25～30人」「31人以上」は高くなる。私営では、公営とは異なり、「19～24人」を定員とする保育所は急激に増えることはない。

「4歳児」と「5歳児」では、私営の定員はおおよそ類似した傾向になっている。公営と比べて異なるのは、25人以上を定員とする保育所が「4歳児」35.7%、「5歳児」38.2%と少ない点である。

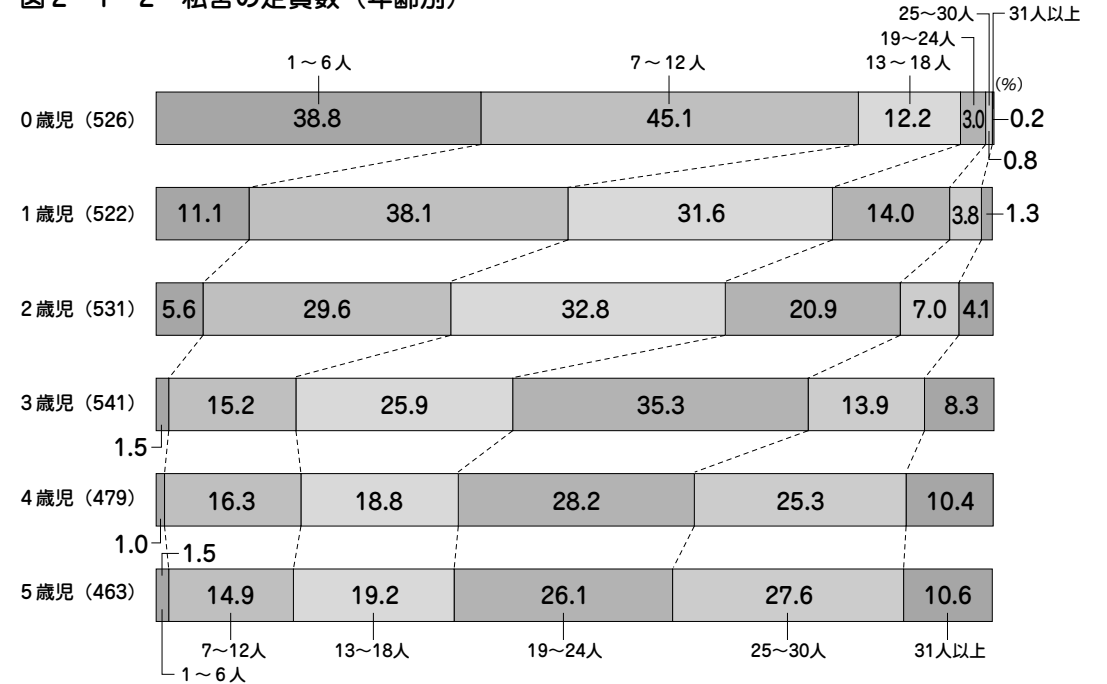
以上から浮かび上がってくるのは、公営と私営とでは、「3歳児」を境にして定員の傾向が異なるという点である。「3歳児」以前では、公営は私営よりも定員が少なく、「3歳児」以降になると、逆に私営が公営よりも定員が少なくなる傾向にある。とりわけ待機児童問題が深刻である乳児期の定員は、公営より私営が多くなっている。

図2-1-1 公営の定員数（年齢別）



注) 「0人」、無答不明は分析から除外。

図2-1-2 私営の定員数（年齢別）



注) 「0人」、無答不明は分析から除外。

■ 私立では、定員超過が62.5%

それでは、各保育所では、定員に対して何名の子どもたちが入所しているのだろうか。各年齢における現在の入園児数の合計を定員の合計数で割った数値（定員充足率）を示したのが図2-1-3である。

公営では、「100%（定員同数）」の保育所が8.2%である。100%に満たない保育所が64.0%ある一方で、100%を超えている保育所が27.6%ある。定員に満たない保育所では、定員に対して「50%未満」が7.7%、「50%以上75%未満」が10.7%、「75%以上100%未満」が45.6%になる。逆に定員を超過している保育所の内訳は、「100%を超え125%未満」が25.9%、「125%以上150%未満」が1.0%、「150%以上」が0.7%である。公営では、定員に満たない保育所が過半数である。

一方、私立では、「100%（定員同数）」の保育所は公営とほとんど変わらない（8.5%）。ところが100%に満たない割合（28.9%）になると、公営よりも35.1ポイント少なくなる。逆に定員が100%を超える保育所は、私立では合計62.5%になる。定員超過の内訳は、「100%を超え125%未満」が56.9%でもっとも多く、「125%以上150%未満」5.2%、「150%以上」0.4%になる。公営に比べて、定員が「100%を超え125%未満」の割合が30ポイント以上高くなり、さらに「125%以上150%未満」も4.2ポイント上昇する。私立では、公営とは反対に定員を超える保育所が半数を超えている状況である。

■ 定員超過が顕著なのは「1歳児」と「2歳児」

さらに定員充足率の実態について、年齢別に分類したのが図2-1-4である。数値は公営と私立を合わせた割合である。

「0歳児」では、定員に満たない保育所は41.8%、反対に定員を超過している保育所は

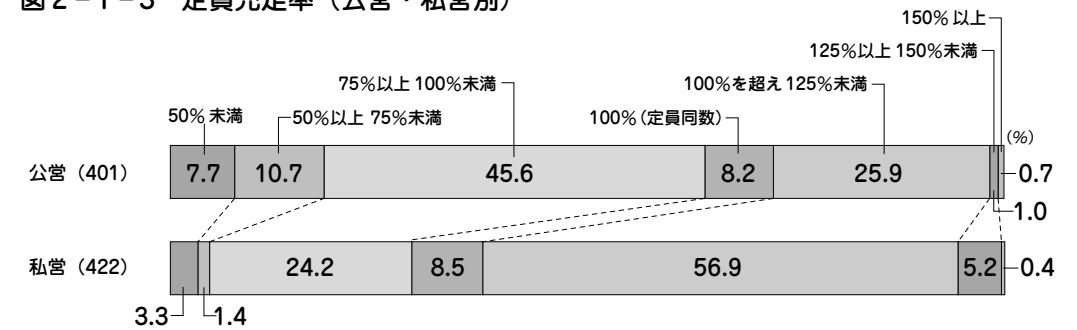
22.1%である。同様に、「1歳児」では24.9%と39.2%、「2歳児」では27.4%と39.8%になる。さらに「3歳児」では39.6%と36.2%と均衡し、「4歳児」からは51.1%と28.6%、「5歳児」では53.8%と26.1%と逆転する。「2歳児」までは定員超過の保育所が、「3歳児」以降では定員不足の保育所がより多い傾向にある。

特に定員超過が目立つのは、「1歳児」と「2歳児」である。「1歳児」では、「100%を超え125%未満」の保育所が18.6%、「125%以上」の保育所が20.6%になる。また「2歳児」も、「100%を超え125%未満」が20.9%、「125%以上」が18.9%とほぼ同じ割合である。「3歳児」以降になると、逆に定員不足の割合が次第に増えていき、「5歳児」では定員不足の保育所が他の年齢と比べてもっとも多くなる（53.8%）。

厚生労働省による保育所待機児童の調査（平成20年度）によれば、全待機児童数のうち1～2歳児が63.7%を占めている。本調査の「1歳児」と「2歳児」における定員超過は、厚労省の結果と同様である。

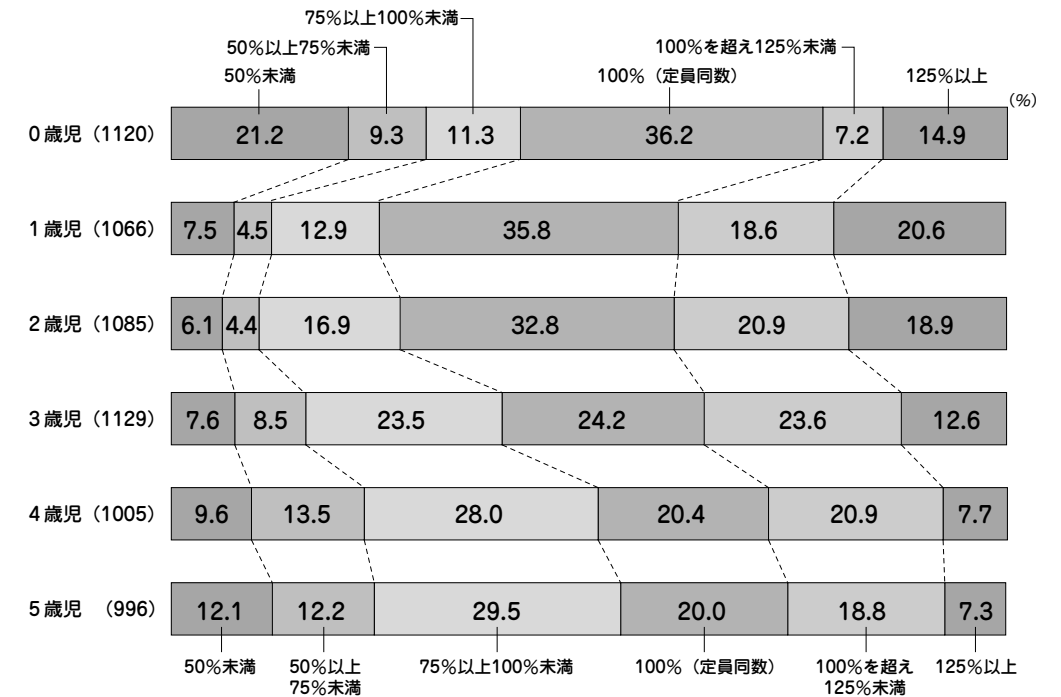
保育所における定員超過については、待機児童解消のために、「保育所への入所の円滑化について（平成10年2月13日児保第3号）」という課長通知が出されている。平成13年に改訂されて現在、4月は定員の15%、5月は25%、10月以降は25%を超えてもかまわないことになっている。本調査の結果は平成20年9月1日現在のものであり、定員弾力化の措置に従うならば、園児数の超過は25%以下になっているはずである。この数字を上回る保育所が少なからず存在することは、保育サービスに対する需要が高まりつつある現在、そのニーズに応えようとする保育所の状況がうかがえる。

図2-1-3 定員充足率（公営・私立別）



注1) 無答不明は分析から除外。
注2) 0～5歳までの現員の合計数を定員の合計数で割った数値。

図2-1-4 定員充足率（年齢別）



注1) 無答不明は分析から除外。
注2) 各年齢の現員数を定員数で割った数値。

■ 公営：乳児期の適正人数は少人数

保育所では、各年齢の定員について、何人くらいが適正であると考えているのだろうか。年齢別の適正人数を、公営と私営の別に示したのが図2-1-5と図2-1-6である。

まず、公営が考える年齢別適正人数からみていくことにしよう。「0歳児」の適正人数を「1～6人」とした保育所が79.9%、「7～12人」が18.8%である。「1～6人」の割合が圧倒的に高く、「7～12人」まで含めるとその割合は98.7%になる。次に「1歳児」の適正人数では、「1～6人」42.4%、「7～12人」43.3%、「13～18人」11.5%になる。「0歳児」に比べて、「1～6人」を適正と考える保育所が約半分に減る一方で、「7～12人」が2倍以上に増える。「1歳児」の適正人数をめぐっては、保育所の考え方は二分されている。「2歳児」の適正人数では、「1～6人」が30.7%に減り、「7～12人」が39.0%に微減する一方で、「13～18人」は22.3%に倍増する。しかし、「1歳児」と「2歳児」とでは、全体的にみて適正人数に対する保育所の考え方に大きな変化はない。

ところが「3歳児」の適正人数になると、保育所の考え方に違いが出てくる。「1～6人」は7.9%、「7～12人」は10.1%に減少する。それに対して「13～18人」と答える保育所は52.7%になり、「2歳児」に比べて2倍以上である。さらに「19～24人」も19.9%と、「2歳児」の割合に比べて3倍以上である。「3歳児」の適正人数については、「13～18人」を適正と考える保育所が過半数を占めている。

「4歳児」では、「19～24人」を適正とする保育所が49.1%でもっとも多く、次に「25～30人」が23.1%である。「5歳児」の適正人数になると、「25～30人」が38.9%に上昇し、「19～24人」は9.3ポイント減る。「4歳児」は「19～24人」を適正と考える保育所が約半分

であり、「5歳児」になると、それ以上の人数でもよいという保育所が増加する。

■ 私営では、乳児期の適正人数が公営よりも多め

公営に比べると、私営では年齢別の適正人数に対する考え方について突出した傾向がみられない。「0歳児」の適正人数は、「1～6人」49.2%、「7～12人」42.3%である。公営と比べて、私営では「1～6人」が30.7ポイント低く、「7～12人」が23.5ポイント高い。「1歳児」の適正人数は、「1～6人」18.9%、「7～12人」40.8%、「13～18人」28.8%、「19～24人」7.8%になる。「0歳児」の適正人数に比べると、「1～6人」が半減し、「13～18人」が22.2ポイント上昇する。「2歳児」の適正人数は、「1～6人」13.8%、「7～12人」28.7%、「13～18人」32.7%、「19～24人」17.5%である。「1歳児」と比べて、「19～24人」を適正人数とする保育所が約10ポイント増えている。さらに「3歳児」になると、「7～12人」が12.4%に半減する一方で、「13～18人」と「19～24人」を適正とする保育所が増加する。

「4歳児」以降の適正人数については、私営と公営の間に大きな差はない。例えば「4歳児」では、「13～18人」が19.2%に減るが、「25～30人」は24.6%に増加する。また「5歳児」では、「25～30人」を適正人数とする保育所が「4歳児」に比べてより増える。

公営と私営を比較してわかるのは、「0歳児」「1歳児」「2歳児」において、私営が公営に比べて適正と考える人数が多いという点である。また適正人数に対する考え方が、公営では「0歳児」に象徴されるように各年齢で一貫する傾向がみられるのに対して、私営では考え方にばらつきがある。

図2-1-5 公営の適正人数（年齢別）

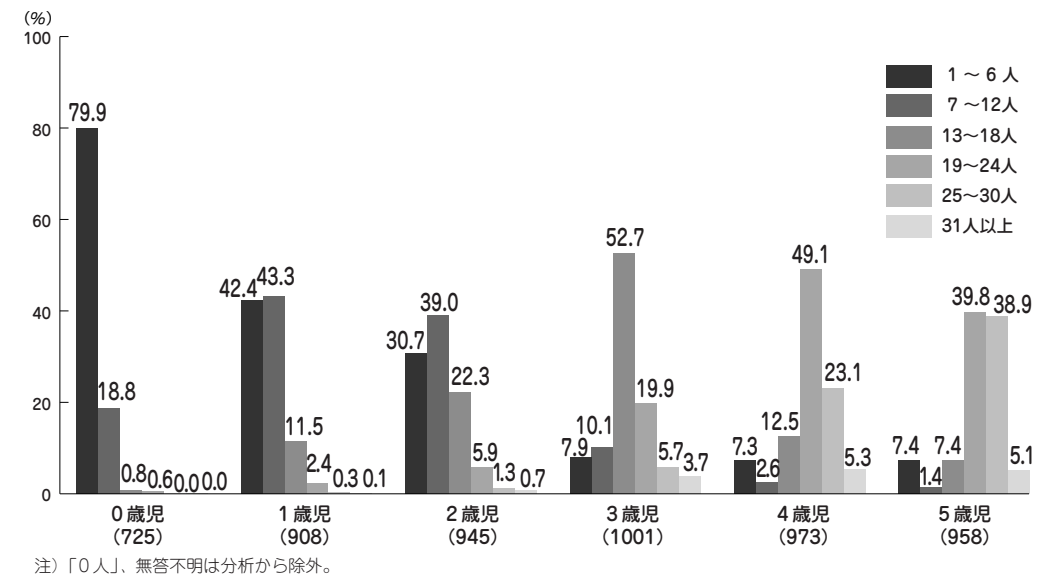
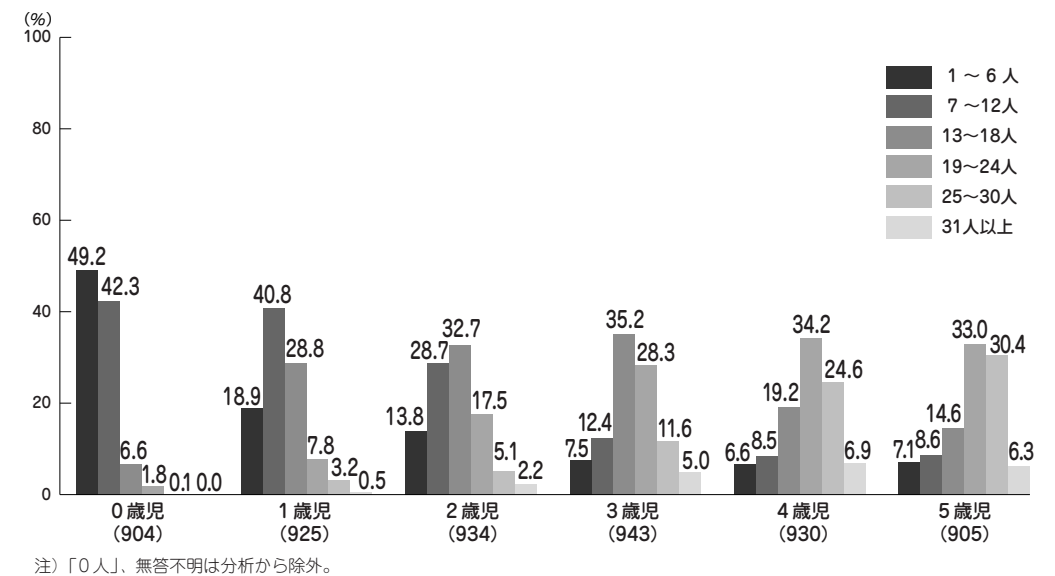


図2-1-6 私営の適正人数（年齢別）



私営では、公営に比べて、より早く開所し、より遅く閉所する

次に、平日の開所時刻および閉所時刻について調べたのが図2-1-7である。

開所時刻からみていくと、公営では「7時より前」に開所するのは3.8%である。「7時台」には79.2%になり、4分の3以上の保育所が開所している。「8時以降」の開所になると、15.6%と大幅に減少する。一方、私営では、「7時より前」に開所する保育所は13.9%である。「7時台」は81.5%であり、もっとも多く保育所が開所する時刻である。「8時以降」になると3.3%に急減し、この時間帯に開所する保育所はわずかである。

公営と私営を比較すると、「7時台」に開所する保育所がもっとも多いという点では、両保育所は一致する。おおよそ80%の保育所は、この時間帯に開所している。両者で異なるのは、「7時台」の前後、すなわち「7時より前」と「8時以降」に開所する保育所の割合である。「7時より前」では私営が10.1ポイント、「8時以降」では公営が12.3ポイント高くなっている。私営は公営よりも早い時間帯から開所する傾向がある。特に13.9%の私営が「7時より前」から開所しているという状況は今日の複雑な育児環境を反映している。

それでは閉所時刻については、公営と私営の間に何らかの違いがみられるのだろうか。公営では、閉所時刻を「17時台まで」とする保育所が15.5%である。「18時台」の閉所になると44.5%ともっとも多くなり、それ以降は「19時台」36.4%、「20時以降」1.9%と減少していく。それに対して私営では、閉所時刻が「17時台まで」の保育所は5.6%である。「18時台」は25.2%に増加し、「19時台」にな

ると57.6%の保育所が閉所する。さらに「20時以降」を閉所時刻とする保育所も、私営では9.9%ある。

公営と私営では、私営の閉所時刻が遅くなる傾向にある。閉所時刻がもっとも多い時間帯は、公営では「18時台」、私営では「19時台」である。

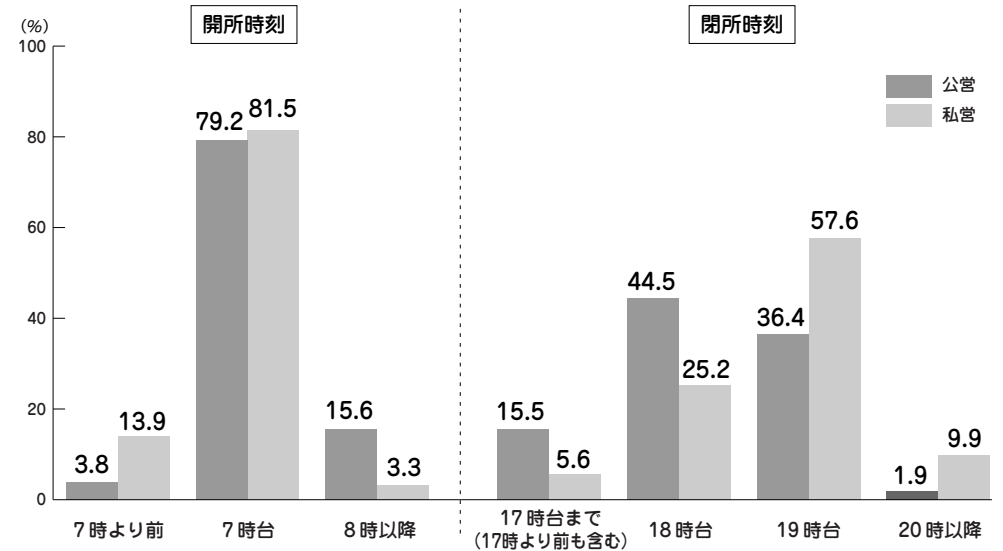
私営の延長保育の開始はより早く、終了はより遅い

また延長保育の開始および終了の時刻について、公営と私営の別に示したのが図2-1-8である。

延長保育の開始時刻からみていくと、公営で「6時より前」から開始している保育所は2.6%である。「6時台」は10.1%に増え、「7時以降」は48.1%になり、もっとも多く保育所が延長保育を開始する時刻である。その一方で延長保育を行っていない保育所も29.9%ある。私営では、「6時より前」から開始しているのは2.4%にすぎない。「6時台」は21.0%に増え、「7時以降」は43.2%になる。延長保育を行っていない保育所は、25.6%である。「6時台」を見ればわかるように、公営に比べて私営では延長保育を開始する時刻が早い。

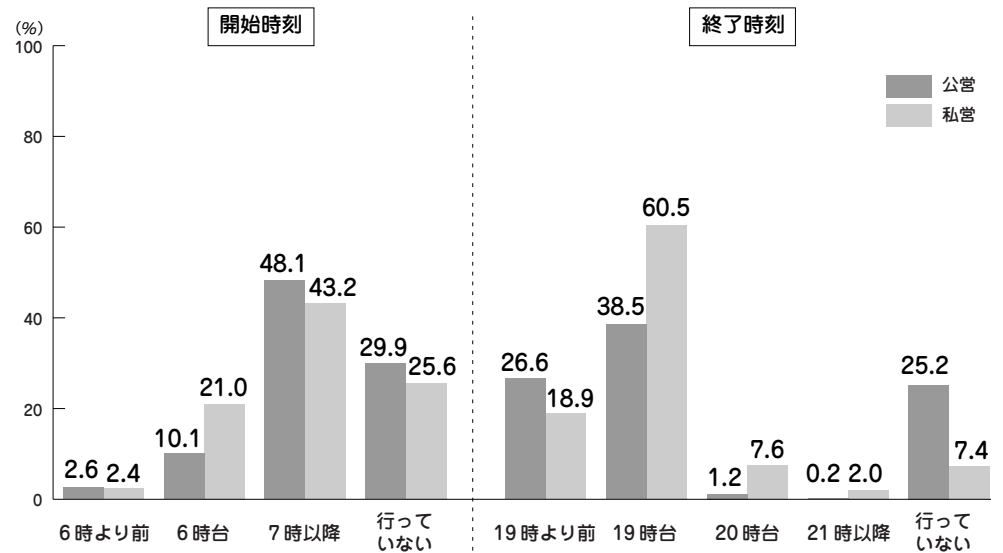
終了時刻もまた、公営と私営では違いがみられる。一つは、公営に比べて私営は終了時刻が遅い傾向があるという点である。「19時より前」は公営が私営より多いが、「19時台」や「20時台」になると逆に私営が公営より多くなる。しかも私営では、「21時以降」を終了時刻とするところも2.0%ある。私営は、朝早くから夜遅くまで子どもを預かっていることがわかる。

図2-1-7 平日の開所・閉所時刻（公営・私営別）



注1) 無答不明は省略。
注2) 公営のサンプル数は1540、私営のサンプル数は1478 (以下同)。

図2-1-8 延長保育の開始・終了時刻（公営・私営別）



注) 無答不明は省略。

公営・私営のいずれも、 障がい児保育や乳児保育などを実施

今日、保育所に求められているのは保育時間の延長だけにとどまらない。平日以外の保育、低年齢児の保育、障がい児に対する保育など、保育所には多様なサービスが期待されるようになってきている。厚生労働省(旧厚生省)では、平成12年に「保育対策等促進事業の実施について」(児発247)の通知を出し、その後改正が進む中で、さまざまな保育需要に対応するように施策を練ってきている。実際に公営および私営の保育所では、どれだけ多様な保育事業を行っているのかを示したのが図2-1-9である。

公営と私営のいずれにおいても多くの保育所で行われているのは、「障がい児保育」「乳児保育」「延長保育」である。「障がい児保育」を行っている保育所は、公営80.9%、私営67.5%である。「乳児保育」になると公営72.3%、私営87.1%、また「延長保育」では

公営63.4%、私営89.0%になる。「障がい児保育」を実施している割合は公営が私営より13.4ポイント高いが、「乳児保育」になると14.8ポイント、「延長保育」では25.6ポイント、私営が公営よりも高くなる。一口に特別保育事業といっても、公営と私営とは、取り組んでいる程度に違いがある。

上記の3事業に比べて、「休日保育」「病後児保育」「夜間保育」を実施している保育所はかなり限られている。「休日保育」を行っている保育所は、公営2.5%、私営9.3%である。「病後児保育」は公営2.5%、私営7.6%、「夜間保育」になるとさらに少なくなり、公営0.1%、私営1.2%にすぎない。いずれの事業も公営より私営が高く、「休日保育」で6.8ポイント、「病後児保育」で5.1ポイント、「夜間保育」で1.1ポイントの差がある。

全体的に私営では、公営に比べて、通常の保育以外にも特別事業としてさまざまな保育サービスを展開していることがうかがえる。

唯一、公営が私営より実施率が高いのは「障がい児保育」である。「障がい児」に対する保育は、より専門的な知識や技能をもつ保育士が必要になる。1対1での対応を求められるため、私営では人件費等の問題から専門性を備えた保育士を加配することが、難しいのではないかと思われる。

施設長・保育士等

公営の施設長の多くは「保育士資格」をもつが、私営の施設長は半分強

保育所の体制として、次に焦点をあてるのは施設長や保育士等の職員である。質の高い保育を展開するためには、施設長をはじめ職員全体の専門性が求められるのは言うまでもない。そこでまず、子どもの育ちを支える専門家として、施設長や保育士がどのような資格を保有しているのかをみていこう。

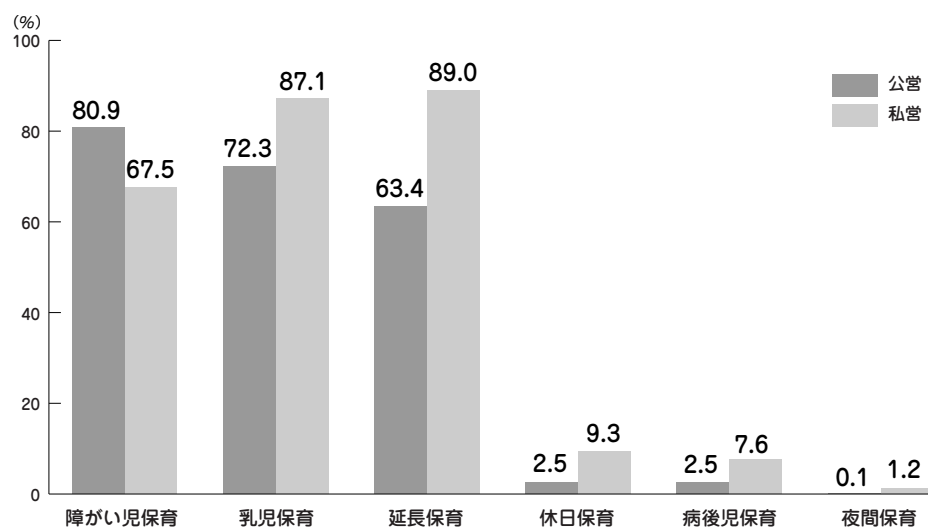
まず保育所の施設長が保有している資格等

について、公営の数値が高い順に示したのが図2-1-10である。公営の施設長では、「保育士の資格」をもっているのは91.3%である。「幼稚園の教員免許」の保有者は57.6%に減少する。それ以外の資格になるとかなり少なく、「社会福祉主事」2.9%、「小学校の教員免許」2.2%、「幼稚園・小学校以外の学校の教員免許」2.2%、「社会福祉士」0.7%である。

それに対して私営では、「保育士の資格」を保有している施設長は56.2%で、「幼稚園の教員免許」をもつ施設長も、30.2%にとどまる。その一方で、「小学校の教員免許」を保有する施設長は8.1%、「幼稚園・小学校以外の学校の教員免許」を保有する施設長は14.9%と多くなる。さらに「社会福祉主事」の取得者は25.7%おり、公営の施設長に比べて、22.8ポイント高くなる。「社会福祉士」の資格の保有割合についても、同様の傾向がみられる。

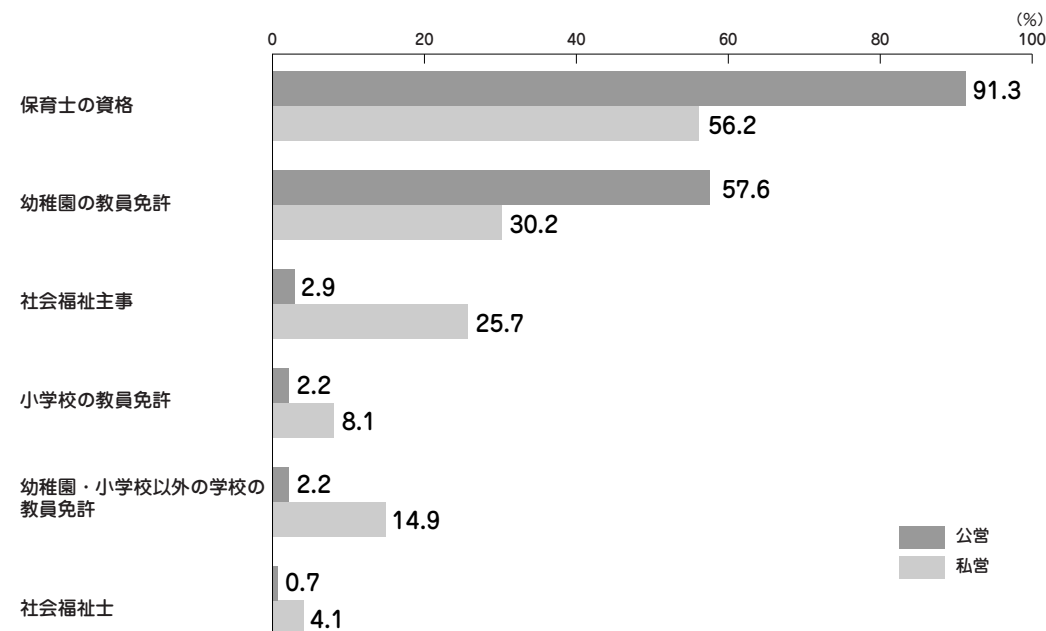
公営と私営では、施設長が保有する資格等

図2-1-9 特別保育事業の実施率(公営・私営別)



注) 複数回答。

図2-1-10 施設長：資格等の保有率(公営・私営別)



注) 複数回答。

について違いがみられる。私営の施設長は、「保育士の資格」や「幼稚園の教員免許」の保有率が低いのにに対して、他の資格等の保有率は高い。特に「社会福祉主事」の保有者が高いのは、それが「任用資格」であるからであろう。「任用資格」とは、大学・短大・専門学校等で、厚生労働大臣が指定する最低3科目の社会福祉関連科目を履修した者に与えられるものである。それに対して「社会福祉士」は名称独占資格であり、有資格者でなければその肩書きを名乗ってはいけず法律で規定されている国家資格・公的資格である。同じ資格でも、「社会福祉主事」と「社会福祉士」では取得方法が異なっている。

保育士の保有する資格等には、公営と私営では差がない

同様に保育士の保有資格についても、公営・私営の別にみていこう（図2-1-11）。各資格等に対して、公営の数値が高い順に示している。

一見、公営と私営とでは、保育士が取得している資格等の割合に大きな差がない。「保育士資格」の保有者は、公営の保育士で97.7%、私営の保育士で98.7%であり、保有率はともに100%近くになっている。「幼稚園教諭二種免許状」も同様であり、公営では78.1%、私営では81.0%の保育士が免許状を保有している。「幼稚園教諭一種免許状」になると、保有する保育士の割合は公営・私営ともかなり減って、約16%にとどまる。さらに「幼稚園教諭専修免許状」では、公営も私営も保有している保育士の割合は2%前後にすぎない。

以上から、保育所で働く保育士のほとんどは「保育士資格」をもち、そのうち5人に4人は「幼稚園教諭二種免許状」も保有していることがわかる。保育士や幼稚園教諭を養成する短期大学や専門学校では、2つの資格をとることが可能であり、多くの学生が両資格を取得しているのだろう。保育士の保有状況等については、公営と私営とではほとんど差

がない。

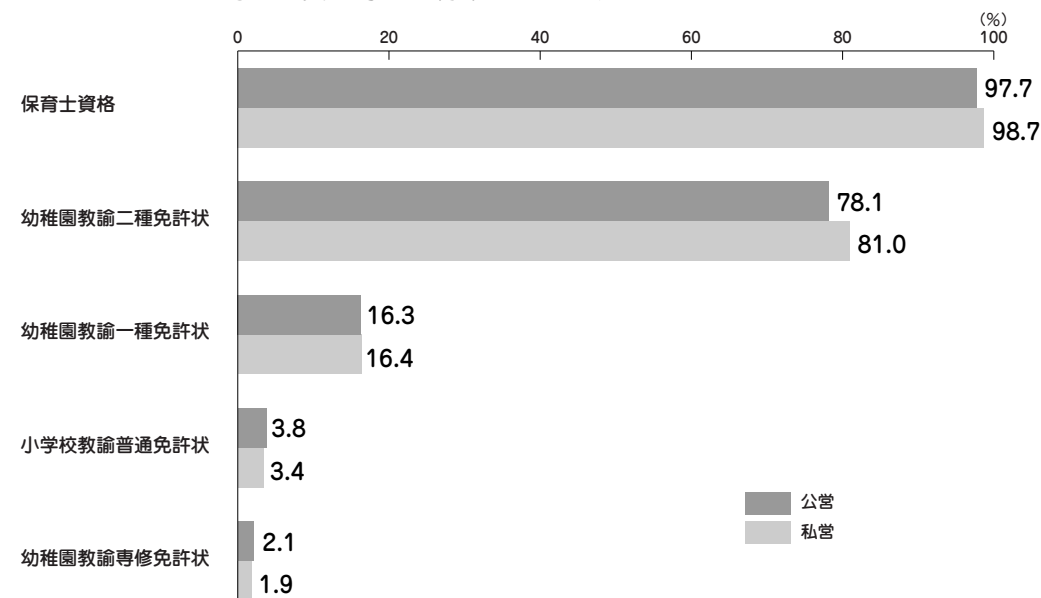
保育の質を高めるうえでもっとも必要とされているのは「障がい児や特別に支援を要する園児などに関する専門性が高い保育士等」

それでは、保育の質を向上していくためには、どのような資格等をもった保育士が求められるのだろうか。さまざまな特別保育事業に対するニーズが高まり、実施されつつある現在、保育士に求められる専門性や人材要件についてたずねた。

図2-1-12は、保育の質を高めるうえで必要とされる保育士等について、公営の数値の高い順に上から並べたものである。公営でもっとも高い割合を示したのは、「障がい児や特別に支援を要する園児などに関する専門性が高い保育士等」である（79.9%）。次に高かったのが「子育て支援に関する専門性が高い保育士等」であり、52.6%である。そして3番目は「保育士経験年数の多い保育士等」になっている（25.6%）。それ以降は、「食育に関する専門性が高い職員等」（8.8%）、「幼稚園教員免許を保有する保育士等」（4.7%）、「小学校教員免許を保有する保育士等」（2.9%）と続く。障がい児や特別支援を要する園児の保育や食育、子育て支援など新たな専門性をもつ保育士が求められるなかで、経験豊富な保育士もまた必要であるという結果になっている。

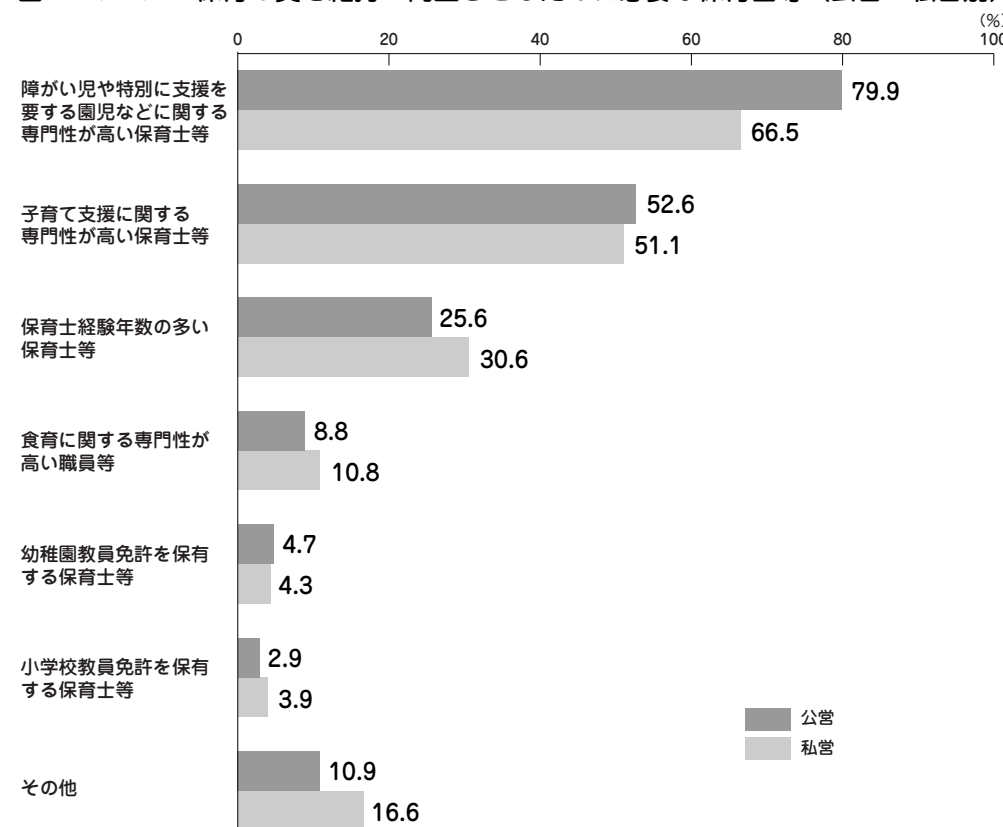
同様の傾向は、私営においても表れている。「障がい児や特別に支援を要する園児などに関する専門性が高い保育士等」（66.5%）がもっとも高く、「小学校教員免許を保有する保育士等」が最少であるという点で、公営と変わりはない。公営との違いは、「障がい児や特別に支援を要する園児などに関する専門性が高い保育士等」が13.4ポイント低いという点である。図2-1-9において、「障がい児保育」を実施している保育所は私営より公営が13.4ポイント多くっており、この実施状況が図2-1-12に反映しているのだろう。

図2-1-11 保育士：資格等の保有率（公営・私営別）



注1) 各免許・資格の保有数を、教員数・保育士数合計で割った数値の平均。
注2) 複数保有している場合は、それぞれカウント。

図2-1-12 保育の質を維持・向上させるために必要な保育士等（公営・私営別）



注) 選択肢から2つまで選択された数値の合計。

第2節

保育・教育的な活動

新保育所保育指針は、保育士の意識向上につながると受け止められている。内容理解に向けた取り組みは約80%の保育所で行われ、具体的な対応として、まずは現在のものを見直すことから始めている。また保育活動では、私営はより多様な活動を取り入れている。

新保育所保育指針への対応

体制や内容が充実する」でもみられる。

新保育所保育指針は、保育士等の意識向上につながる

平成20年3月28日、新しい保育所保育指針（以下では新保育指針と表記する）が厚生労働大臣の告示によって公布された。それから1年の周知期間を経て平成21年4月から、各保育所では新保育指針にもとづいて実践が行われている。

新しい保育指針に対して、現場ではどのような受け止め方をしているのだろうか。図2-2-1では、各項目について「とてもそう思う」と「あまりそう思わない」の割合を、公営と私営の別に記した。「保育士等の意識が向上する」では、「とてもそう思う」と答える割合が一番高く、公営で29.7%、私営で28.3%になる。2番目に「とてもそう思う」が多かったのは「保育所の保育内容が充実する」であり、公営16.0%、私営16.6%である。

このように新保育指針は現場にとって保育士等の意識を向上させる1つの機会になっている。保育指針の改定は、一人ひとりの保育士がこれまでの保育を見直すきっかけになっているようである。

その一方で「保育所の運営にプラスの影響を与える」については、「あまりそう思わない」が公営22.3%、私営27.9%になる。「とてもそう思う」が約10%であるのに対して、「あまりそう思わない」を選んだ保育所は2倍以上である。同様の傾向は、「子育て支援の

保育所の約80%は、新保育所保育指針の内容理解に向けた取り組みを行っていた

次に新しい保育指針の内容を理解するための、各保育所における取り組みをみていこう。図2-2-2からわかるように、2008年9月の時点において、公営・私営ともに、80%近い保育所が内容を理解するための取り組みを「すでに行っている」と答えている。「これから行う予定である」のは公営と私営いずれも約20%であり、ほとんどの保育所が新しい保育指針の実施に向けた準備をしていたことがうかがえる。

取り組みの内容については、図2-2-3のとおりである。「外部の研修などに参加するように指導した」がもっとも多く、公営90.1%、私営92.0%である。それと同程度に高いのが、「解説書を読むように指導した」で、公営85.9%、私営83.5%になっている。また「園内で勉強会を開いた」も、公営57.8%、私営60.5%と、半数を超えている。それ以外に比較的多かったのは、「保育の専門誌・書籍を読むように指導した」である（公営43.1%、私営35.9%）。

以上の結果から、保育所では外部の研修に参加したり、解説書などを読んだりすることによって、新しい保育指針の内容を理解しようと努めていた様子が見える。「園内で勉強会を開いた」保育所はまだ60%程度にとどま

公営・私営ともに、保育士等の質を高めるのに必要なのは研修時間と労働条件の整備

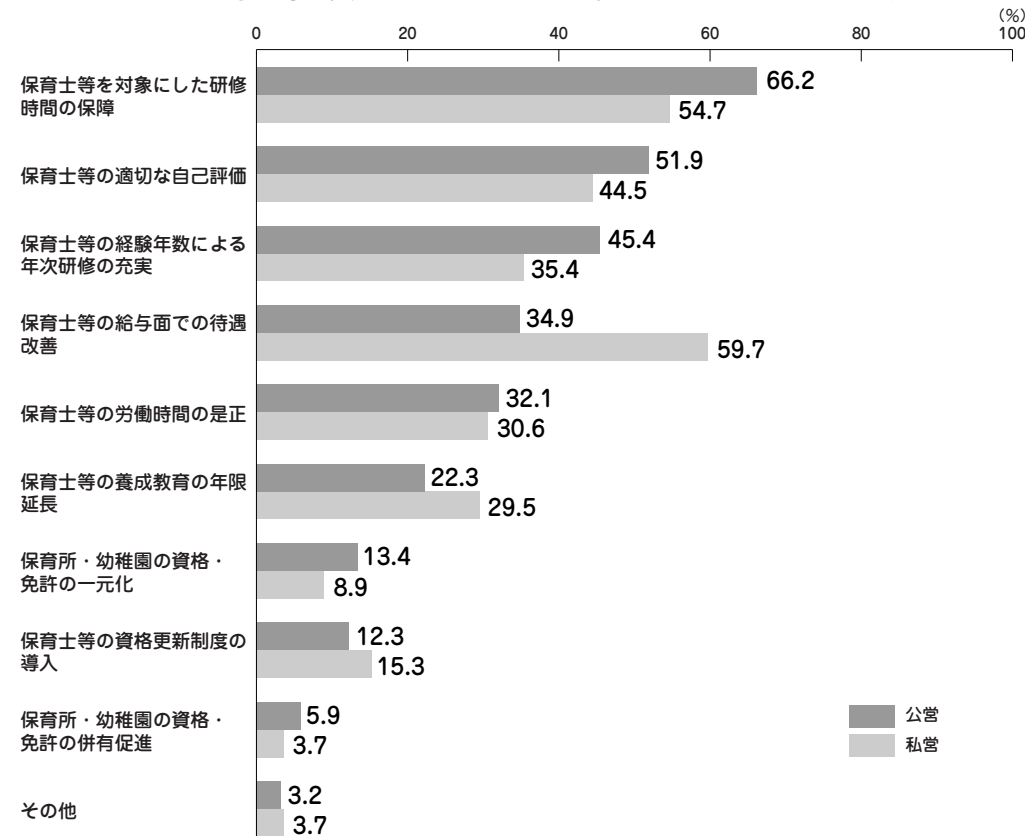
保育所では質の高い保育を実現するために、一人ひとりの保育士等の質もまた向上していかなければならない。そのために必要と思われることを1番から3番まで選択し、その数値の合計を公営の高い順に上から並べたのが、図2-1-13である。

公営では、「保育士等を対象にした研修時間の保障」が66.2%でもっとも多く、「保育士等の適切な自己評価」(51.9%)、「保育士等の経験年数による年次研修の充実」(45.4%)と続く。第1位と第3位は、いずれも研修にかかわる項目である。次に高いのは、「保育士等の給与面での待遇改善」(34.9%)と「保育士等の労働時間の是正」(32.1%)、すなわち労働

条件に関するものである。さらにその後には、「保育士等の養成教育の年限延長」(22.3%)など保育士の養成や資格に関する項目がくる。保育士等の質を向上するために必要なことを列挙するならば、研修時間の確保、労働条件の改善、養成教育という順番になる。労働条件の改善に関する項目は30%を超えており、決して無視できる数字ではないだろう。研修時間の確保と同時に労働条件の改善は、保育者の専門性を高めるうえでは必要不可欠な条件ではないだろうか。

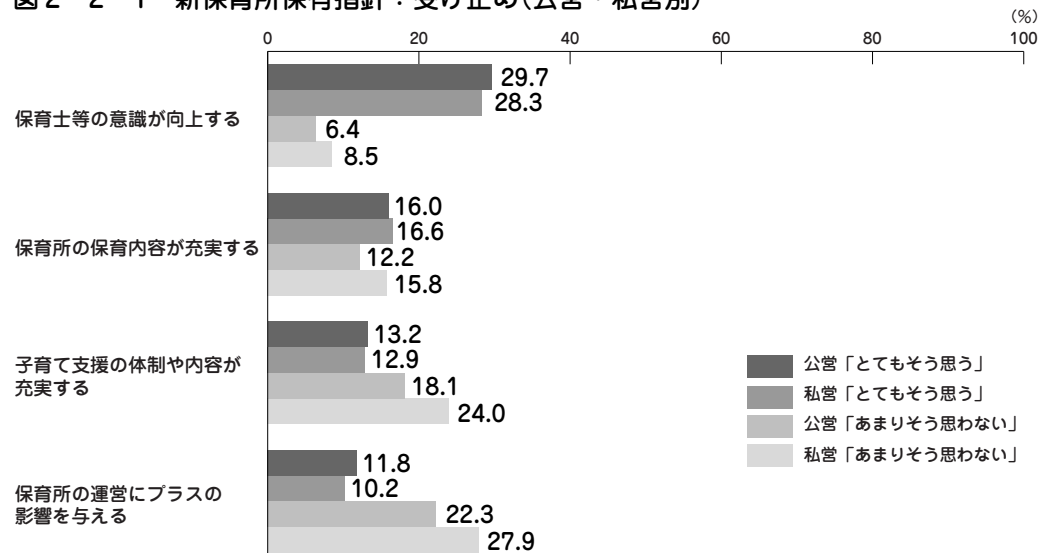
私営においても、同様の結果が得られている。公営との違いは、私営が「保育士等の給与面での待遇改善」で59.7%と高い割合になっている点である。私営における給与改善は、切実な課題といえよう。

図2-1-13 保育士等の質が向上するために必要だと思うこと（公営・私営別）



注) 1番目から3番目までに選択された数値の合計。

図2-2-1 新保育所保育指針：受け止め(公営・私営別)



注) 選択肢5つのうち、「とてもそう思う」と「あまりそう思わない」のみを図示。

図2-2-2 新保育所保育指針：内容理解に向けた取り組みの実施状況(公営・私営別)

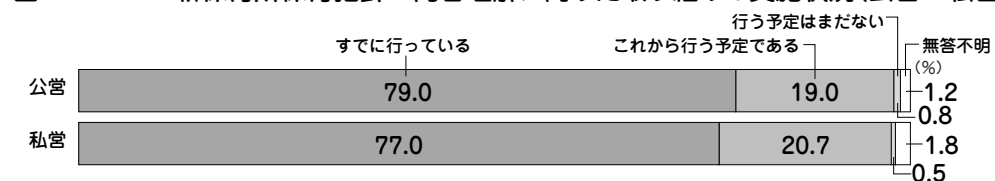
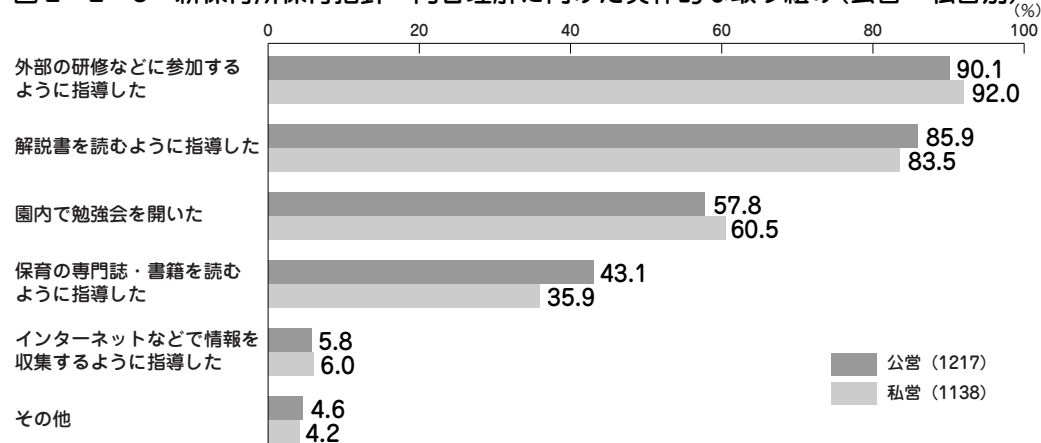


図2-2-3 新保育所保育指針：内容理解に向けた具体的な取り組み(公営・私営別)



注1) 図2-2-2で「すでに行っている」と答えた保育所のみ。
注2) 複数回答。

り、今後は、各保育所で新しい保育指針を職員全体で共通に理解するための機会が必要になるだろう。

公営：新保育所保育指針に向けての対応はまずは現在のものを見直すことから

それでは新保育指針の実施に向けて、保育所ではどのような対応をしているのだろうか。今回の改定では、保育課程の編成や保育所児童保育要録の作成・送付など新たに義務付けられたものもあり、対応状況を調べた。

まずは、公営の対応状況からみていこう(図2-2-4)。

「現在のものを見直している」項目は多く、特に「指導計画の作成」は69.4%である。それ以外に、「職員の資質向上に向けた取り組み」(66.3%)、「園児の保護者に対する子育て支援活動」(65.2%)、「食育を推進する活動」(59.7%)、「保育課程の編成」(58.8%)なども同様に、見直すという方向で半分以上の保育所は対応しようと考えている。

その一方で、「新たに計画している」項目もある。その代表は、「保育所児童保育要録の作成・小学校への送付」である。「今あるもので十分と考えている」のは4.4%、「現在のものを見直している」のは17.6%にすぎず、56.5%の保育所では「新たに計画している」と答えている。それ以外に多い項目は、「保育課程の編成」(23.8%)、「保育士等の自己評価の仕組み作り」(22.3%)、「保育所の自己評価の仕組み作り」(21.7%)である。

「今あるもので十分と考えている」が高い数値を示しているのは「地域の保護者などに対する子育て支援活動」(24.3%)、「食育を推進する活動」(21.2%)、「園児の保護者に対する子育て支援活動」(20.9%)である。それ以外の項目については、今あるもので十分と答える保育所は全体の20%以下にとどま

る。

項目によって多少の違いはあるが、全体的に、新保育指針に対して、従来のものを見直す方向で対応している保育所が多い。その一方で項目によっては、新たな対応を迫られている保育所も少なくない。保育所によって、新保育指針への対応には少しずつ違いがある。

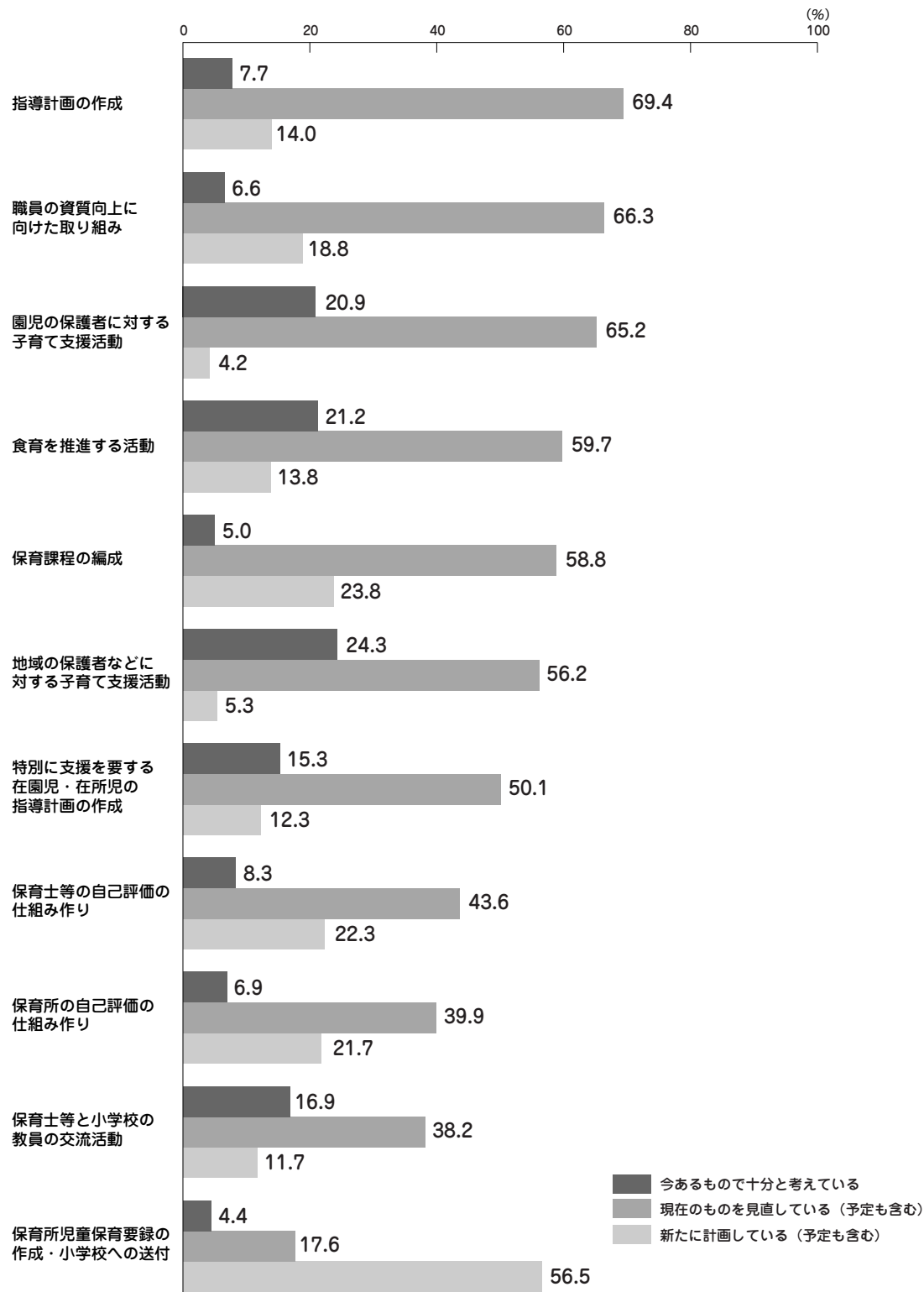
新保育所保育指針に向けた対応は、私営も公営と同様

公営と同様に、私営でもまた新保育指針への対応を迫られている。図2-2-5からわかるように、「今あるもので十分と考えている」上位3項目は、「地域の保護者などに対する子育て支援活動」(24.8%)、「食育を推進する活動」(24.8%)、「園児の保護者に対する子育て支援活動」(25.3%)であり、これは公営と同様である。

また、「現在のものを見直している」項目についても、「指導計画の作成」が71.9%と最も多い点で一致している。それ以外の項目では、「職員の資質向上に向けた取り組み」(66.6%)、「園児の保護者に対する子育て支援活動」(59.9%)、「食育を推進する活動」(56.9%)、「保育課程の編成」(63.4%)が高い割合を示している点では共通している。「新たに計画している」対応についても、私営と公営とは同じ傾向がみられる。「保育所児童保育要録の作成・小学校への送付」(47.4%)、「保育課程の編成」(19.8%)、「保育士等の自己評価の仕組み作り」(28.1%)、「保育所の自己評価の仕組み作り」(29.0%)が、公営と同様に高い割合である。

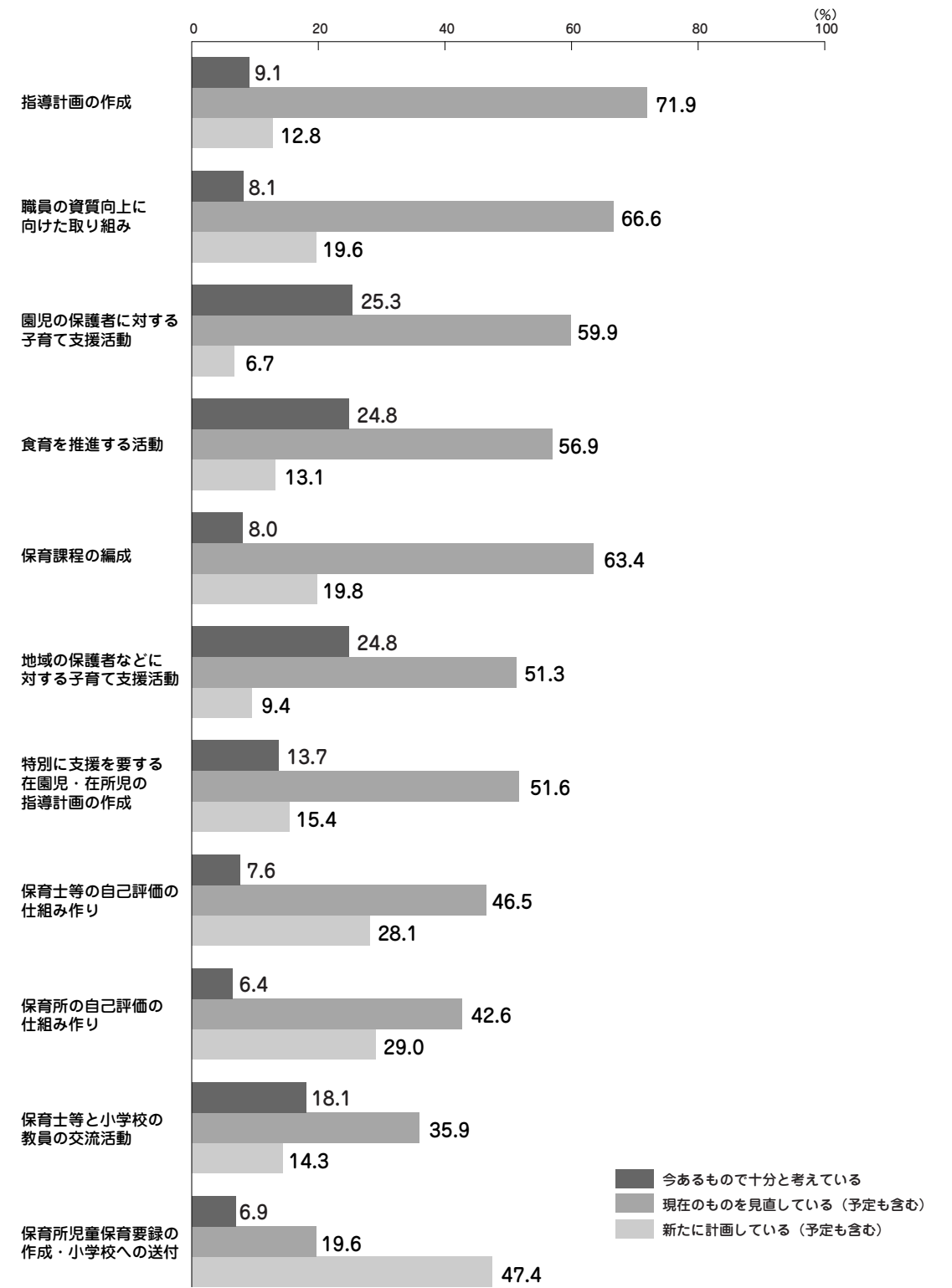
新保育指針の対応をめぐることは、公営と私営で大きな違いはない。どちらかといえば、公営に比べて私営では、今あるもので十分と考えたり、新たに計画したりする保育所が相対的にやや多くなっている。

図2-2-4 新保育所保育指針：実施に向けた対応（公営）



注) 「現在のものを見直している（予定も含む）」の数値が高い順。

図2-2-5 新保育所保育指針：実施に向けた対応（私営）



注) 図2-2-4の項目の順に合わせて列記。

保小連携や保育要録の活用が進むためには、まずは小学校の教員との情報交換が大切

新保育指針では、就学に向けて子どもの育ちを支えるために、子どもの生活や発達の連続性という視点から、保育所と小学校の連携の重要性が記されている。そのうえで大切なことは何であるのかをたずねた結果が、図2-2-6である。

公営・私営いずれにおいても大切であると考えられているのは、「保育士等と小学校の教員間での情報交換」である。公営88.4%、私営85.0%が子どもに関することや指導方法などについて互いに情報を交換することが重要であると指摘している。2番目に高いのが、「保育要録の記述内容や方法に関するガイドラインの作成」である。数値は、公営67.5%、私営61.5%になっている。保育要録については、小学校への送付が義務づけられており、厚生労働省からは参考例が示されているが、これはあくまでも例であり、各市町村に形式等については任されている。そうした事情が、この項目の数値の高さに反映しているのだろう。3番目に高かったのは、「保小連携に関する研修や研究会の実施・参加」である（公営56.6%、私営52.4%）。それ以外の項目についても、「市区町村（教育委員会など）との連携」「小学校の教員への周知」などが上位にあがっている。

以上の結果から、保小連携においては、やはり保育士等と小学校教員との情報交換がまず大切であり、そのために交流する機会が必要とされていることがわかる。今後は、どのような情報を交換することが大切であるのか、

その中身について検討することが課題になるだろう。

● 保育時間内の活動等

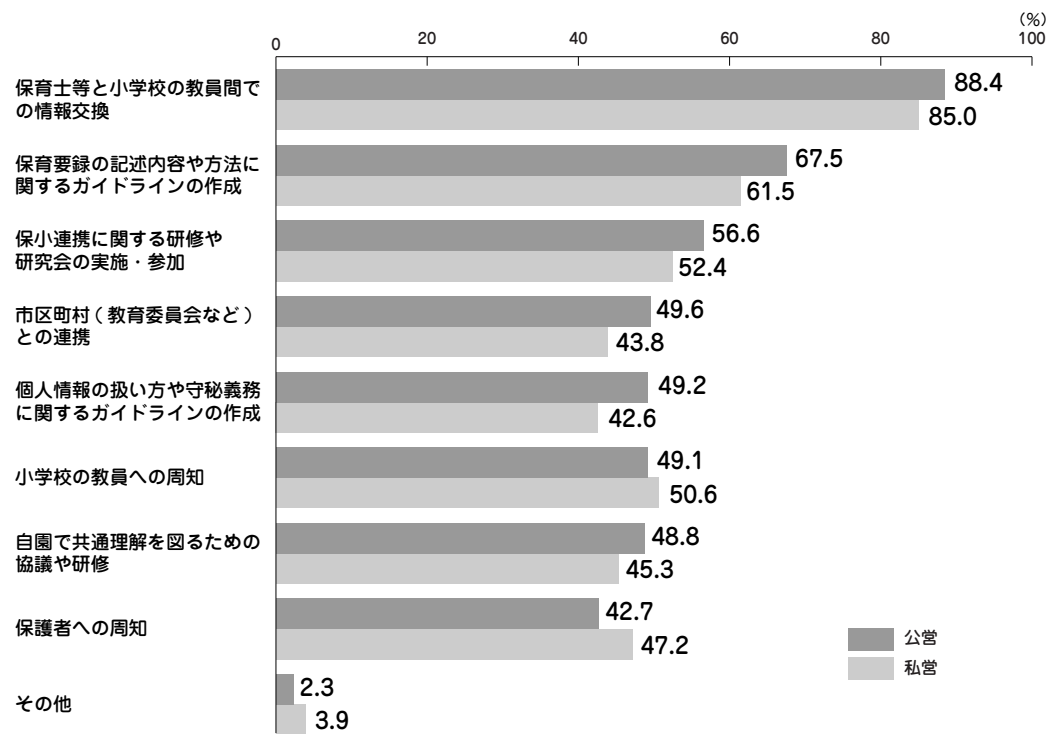
■ 平日の晴れた午前中は園庭で自由遊び

子どもたちは、毎日、保育所においてどのような生活を送っているのだろうか。3歳児以上の園児が、平日の晴れた午前中にもっとも多く行う活動をまとめたのが、図2-2-7である。

公営では、「園庭での自由遊び」が56.3%でもっとも多い。次に多いのが「園外への散歩」（11.6%）で、以下、「園庭での一斉活動」（6.2%）、「室内での一斉活動」（5.8%）、「室内での自由遊び」（1.1%）という順番になる。私営も公営と同様に、子どもの活動割合は「園庭での自由遊び」（41.1%）、「園外への散歩」（18.5%）という順番になる。両者で異なるのは、私営の場合、「園庭での一斉活動」（8.1%）が「室内での一斉活動」（10.5%）よりも低い点である。また「園庭での自由遊び」が、公営より15.2ポイント低くなるが、逆に「園外への散歩」「園庭での一斉活動」「室内での一斉活動」の割合は私営が高くなる。

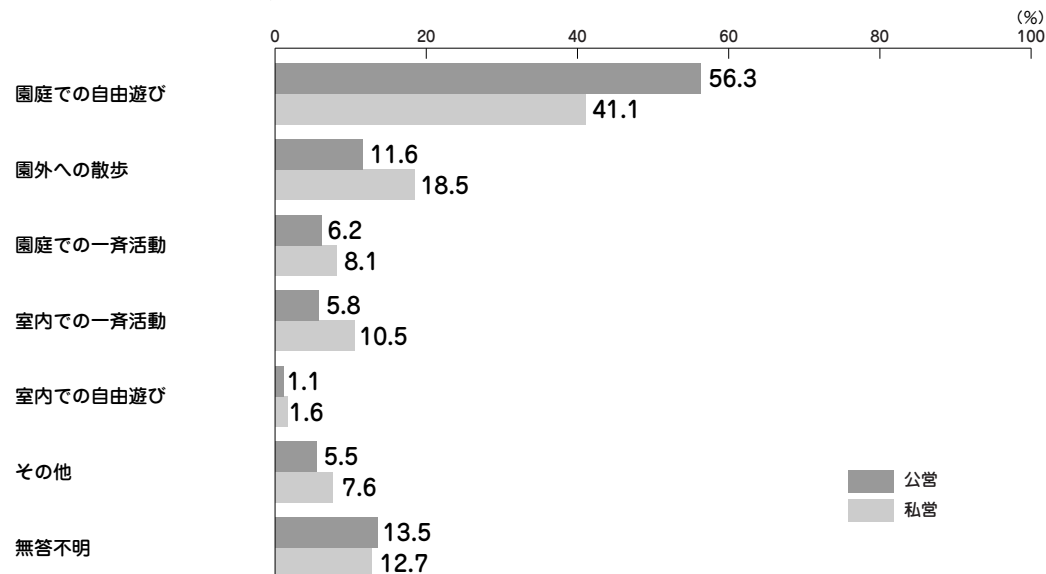
この背景には、園庭の面積も影響していると考えられる。園庭、すなわち屋外遊技場については、「児童福祉施設最低基準」（昭和23年）の「第5章 保育所」において、面積は幼児1人につき3.3平方メートル以上であることと定められている。しかし園庭がその基準を満たしていない保育所も少なくなく、そうした保育所では園外に出かけることが多くなるのだろう。

図2-2-6 保小連携や保育要録の活用が進むために大切なこと（公営・私営別）



注) 複数回答。

図2-2-7 3歳以上の園児がもっとも多く行う活動—平日晴れた日の午前中—（公営・私営別）



■ 私営で行われる多様な一斉活動

保育時間には自由遊びだけでなく、クラス全員で行う一斉活動もある。その内容を表したのが、図2-2-8である。

すぐにわかるのが、すべての活動において、私営が公営よりも割合が高いという点である。公営を基準に一斉活動を割合の高い順にみると、「絵画・製作」が私営81.1%、公営78.0%である。「水泳・プール」は私営70.4%、公営63.0%、「体操（組体操など）」は私営61.4%、公営50.4%、そして「リトミック」は私営48.2%、公営39.5%である。「絵画・製作」は私営が公営より3.1ポイント高いにすぎないが、それ以外では10ポイントほど、私営が公営より高い割合になる。

特に公営と私営の間で差が顕著になるのは、「音楽活動（鼓笛隊など）」である。私営では56.5%で行っているが、公営では28.9%にすぎない。また「ひらがな（書き）のワー

クブック」「ひらがな（読み）のワークブック」「数、計算のワークブック」「英語」などの活動も同様に、私営と公営とでは20ポイント程度の開きがある。さらに「パソコン」や「漢字」は公営ではほとんど行われていないが、私営では活動として取り入れている保育所もわずかにある。

さらに、私営で「行っている」と答えた活動を対象年齢別にみてみよう（図2-2-9）。「行っている」と回答した園のうち、2歳児クラス以前で行っている保育所は、「体操（組体操など）」で31.6%、「漢字」で29.5%である。3歳児クラスを対象としているのは、「英語」で37.1%になり、「体操（組体操など）」では67.7%に増加する。さらに4歳児クラスになると、実施率は、「ひらがな（書き）のワークブック」で23.5%、「パソコン」で36.1%になる。「漢字」は52.3%、「英語」は72.5%、「体操（組体操など）」は85.7%になる。そし

て5歳児クラスでは、どの活動も80%以上になる。活動内容によって、行っている年齢は異なるが、5歳児になるとさまざまな活動が行われている点に私営の特徴がある。

■ 5歳児が午睡をいつもしているのは公営で20%、私営で約10%

次に5歳児の午睡に目を向けることにしよう。家庭によって生活形態が多様になりつつある現在、子ども一人ひとりの生活リズムも少しずつ異なってきている。そうした状況のなかで、午睡の必要性をめぐっては賛否両論の立場がある。まずは保育所における午睡の実態についてみていくことにしよう。

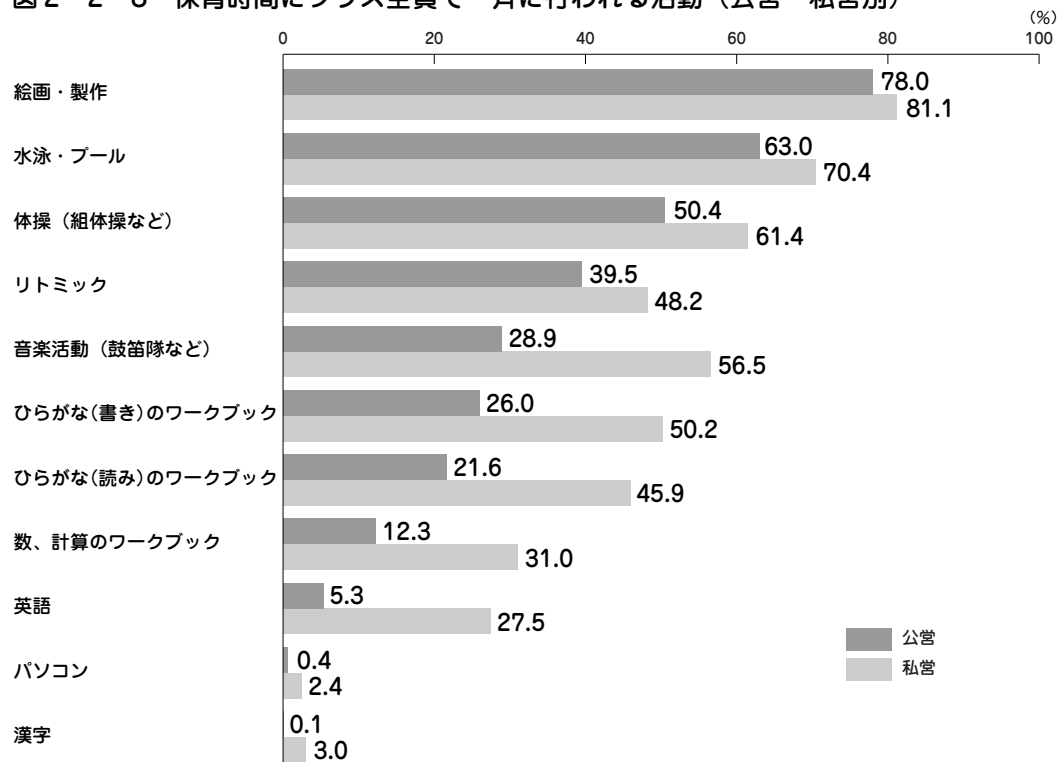
図2-2-10では、5歳児の午睡状況を公営と私営の別に表した。公営では、午睡を「時期にかかわらず、している」割合が20.0%である。また午睡を「時期により、したりしなかったりする」のは62.9%、「時期にかかわ

らず、していない」のは0.8%という状況である。それに対して私営では、午睡を「時期にかかわらず、している」のは10.3%にすぎない。「時期により、したりしなかったりする」のは65.3%、「時期にかかわらず、していない」のは6.0%である。

午睡を「時期にかかわらず、している」割合は、公営が私営より2倍程度多くなる。逆に、午睡を「時期にかかわらず、していない」割合は、私営が公営の約7倍になる。公営と私営とでは、5歳児の午睡に対する考え方の差を示すものである。

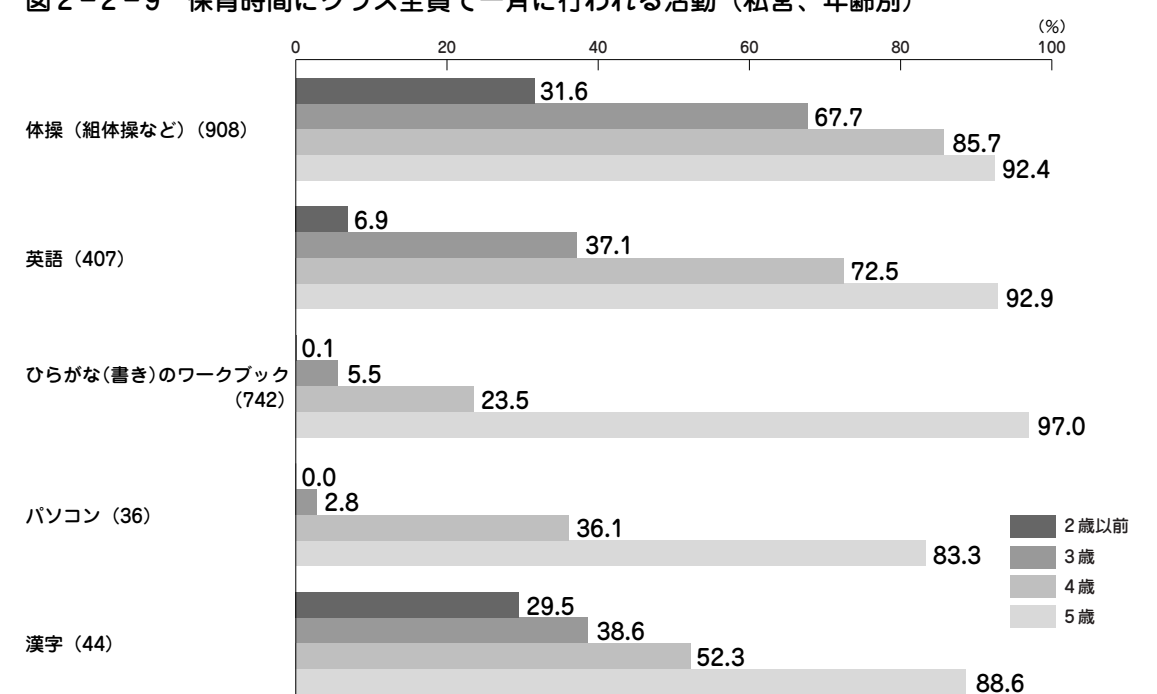
また5歳児の午睡場所も、公営と私営では違いがみられる（図2-2-11）。図2-2-10で「時期にかかわらず、している」と「時期により、したりしなかったりする」と答えた保育所のみを分析すると、公営では、午睡場所を「共用の遊戯室など」にしている保育所が一番多く、51.8%である。「日常の保育

図2-2-8 保育時間にクラス全員で一斉に行われる活動（公営・私営別）



注) 「行っている」の割合。

図2-2-9 保育時間にクラス全員で一斉に行われる活動（私営、年齢別）



注) 図2-2-8で「行っている」と回答した私営のみ。

室」を午睡場所としているのは44.5%であり、「午睡専用の部屋」がある保育所はわずか6.0%にすぎない。一方、私営で一番多い午睡場所は、「日常の保育室」である（69.0%）。公営で一番であった「共用の遊戯室など」は31.0%で、2番目になる。私営で「午睡専用の部屋」があるのは4.2%であり、公営よりもやや少ない。午睡場所として、公営では

「共用の遊戯室など」を、私営では「日常の保育室」を多く使用している。公営と私営で共通しているのは、「午睡専用の部屋」が少ないという点である。これより、公営・私営ともに1日の保育の流れのなかで、午睡場所を確保するために、さまざまな工夫をしていることがうかがえる。

図2-2-10 5歳児の午睡の状況（公営・私営別）

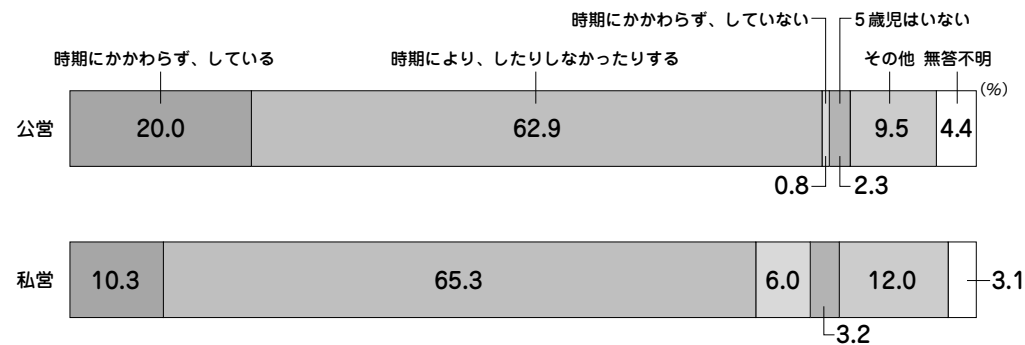
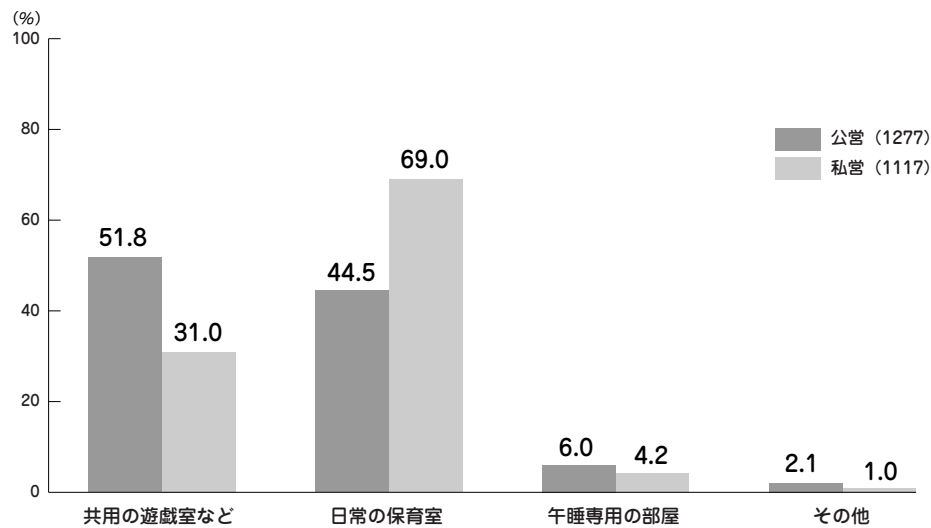


図2-2-11 5歳児の午睡の場所（公営・私営別）



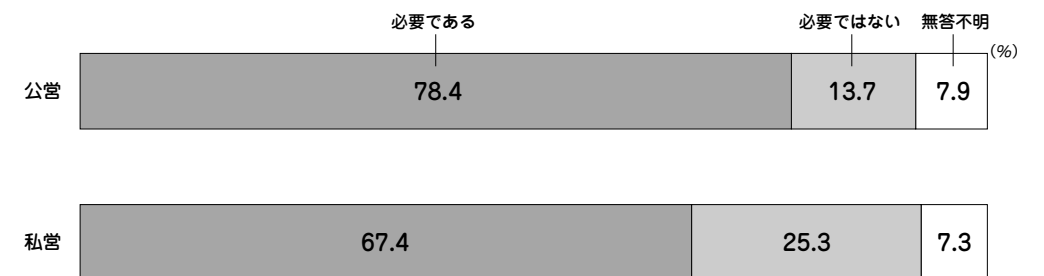
注1) 図2-2-10で「時期にかかわらず、している」と「時期により、したりしなかったりする」と回答した園のみ。
注2) 複数回答。

■ 5歳児に午睡は必要ない…私営約25%

5歳児の午睡をめぐるのは、公営と私営とでは考え方が少し異なっている。図2-2-12からわかるように、5歳児には午睡が「必要である」と答えたのは公営で78.4%である。逆に「必要ではない」は、13.7%にすぎない。それに対して私営では、午睡を「必要である」と答えたのは67.4%であり、公営に比べて11.0ポイント少ない。対照的に私営で「必要ではない」と回答した割合は25.3%であり、この数字は公営より11.6ポイント高くなっている。私営では約4分の1が5歳児に午睡は必要ないと答えており、公営と私営とでは午

睡の考え方に差がある。午睡に対する公営と私営の考え方の違いが、先ほど紹介した5歳児の午睡実態(図2-2-10)に反映していると思われる。5歳児になると寝たがらない子どもも多く、毎日、決まった時間に一斉に子どもが午睡をすることは困難であろう。それにもかかわらず、公営のほうが午睡を必要と考える割合が高い理由は、これまでの長い歴史によるものなのかもしれない。それに対して私営では、保護者のニーズに応えるために多様な保育事業を展開しており、保護者の生活や子どもの状況に応じて柔軟な対応を求められている結果なのだろう。

図2-2-12 5歳児における午睡の必要性（公営・私営別）



保護者とのかかわり

保護者が保育へ参加することに対して、80%近くの保育所が肯定的にとらえている。また保護者からの要望や苦情に対して、保護者とのコミュニケーションや保育所運営の改善などにつながるという前向きな感想が多い。

保護者の保育参加

保護者の保育への参加については80%近くの保育所が肯定的である

最近では、保育所の保育活動等に対して保護者がさまざまなかたちで参加、協力するようになってきている。例えば、「親父の会」などが結成されている保育所も、少しずつ増えてきている。保育所からみて、保育に対して保護者が積極的に参加することはどのように映っているのだろうか。

保護者の保育への積極的な参加は望ましいかという質問に対して、「とてもそう思う」と「まあそう思う」と答えた割合の合計は公営・私営ともに80%弱である（図2-3-1）。とりわけ「とてもそう思う」と答えた保育所は、公営27.4%、私営30.8%である。その一方で、「あまりそう思わない」と「まったくそう思わない」を選んだ保育所は、公営・私営ともに20%弱にとどまる。「まったくそう思わない」という否定的な意見はほとんどなく、多くの保育所では保護者が保育に積極的に参加することを肯定的に受け止めている。

保護者の保育参加で一番多いのは、「行事の手伝い」

次に保護者が保育にどのように参加しているのかをみていこう。「ほとんどの保護者がかかわっている」と「一部の保護者がかかわっている」を選んだ保育所における保護者の

参加活動について、公営の数値が高い順に並べた（図2-3-2）。

公営で一番多かったのは、「行事の手伝い（夏祭り、運動会など）」で、85.1%である。次に多かったのが「園庭清掃などの環境整備」で、42.9%である。さらに、「講演会の準備」（17.1%）、「調理などの実技研修」（12.8%）、「小学校のPTAとの交流」（8.2%）、「絵本などの整理」（5.5%）、「近隣の自主パトロール」（4.0%）、「親父の会などの父親中心の活動」（3.4%）、「コーラスなどのサークル活動」（1.4%）と続く。「行事の手伝い（夏祭り、運動会など）」や「園庭清掃などの環境整備」以外にも、それほど多くはないが、保護者が保育所の多様な活動にかかわっていることがわかる。

同様に私営でも、保護者はさまざまな活動に参加している。一番多いのは、公営と同様、「行事の手伝い（夏祭り、運動会など）」である（88.1%）。2番目に多いのも同じで、「園庭清掃などの環境整備」で28.9%ある。それ以外の参加活動については、公営とは少し異なり、「講演会の準備」（15.9%）、「調理などの実技研修」（15.2%）、「親父の会などの父親中心の活動」（12.6%）という順番になる。公営の特徴は、「園庭清掃などの環境整備」に参加する保護者が多い点にある。また私営は、「親父の会などの父親中心の活動」や「コーラスなどのサークル活動」が相対的にやや多い点に特徴がある。

図2-3-1 保護者の保育への積極的な参加・参画は望ましいか（公営・私営別）

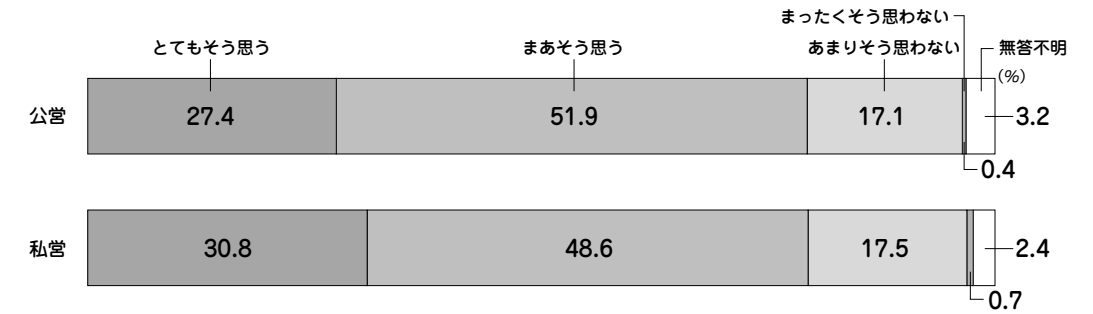
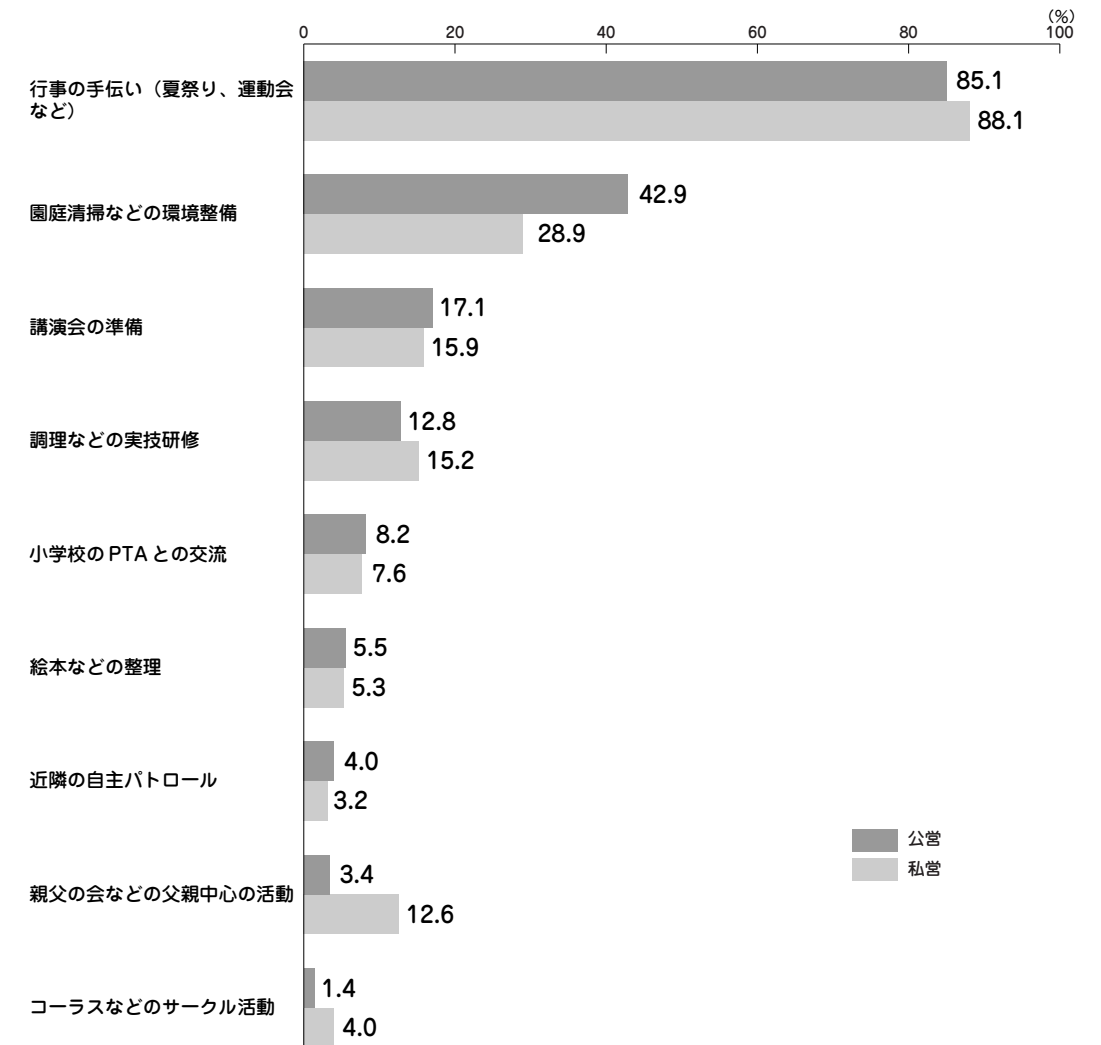


図2-3-2 保育所の活動への保護者のかかわり（公営・私営別）



注) 「ほとんどの保護者がかかわっている」と「一部の保護者がかかわっている」の合計。

父母の会による活動は、60%以上の保育所で行われている

保育に対して保護者は積極的に参加するだけでなく、自ら父母の会をつくり、活動を行っていることも少なくない。保育への保護者の参加が保育所によって若干異なったように、父母の会による活動もまた同様の傾向が予想される。その結果を示したのが、図2-3-3である。

父母の会による活動をめぐっては、公営と私営ではほとんど違いがない。公営では、「よく行われている」15.5%、「まあ行われている」48.4%、「あまり行われていない」15.4%、「ほとんど行われていない」8.5%である。それに対して私営では、「よく行われている」18.0%、「まあ行われている」44.4%、「あまり行われていない」14.0%、「ほとんど行われていない」9.1%になる。公営と私営では、各項目の差は最大で4.0ポイントにすぎない。公営・私営ともに、約60%の保育所において父母の会による活動が行われている。

その一方で、「父母の会はない」という保育所も少なくない。公営では10.3%、私営では13.3%で、父母の会が存在しないと答えている。父母の会による活動は、活発に行っ

ているところから、会自体が存在しないところまでさまざまである。

保護者の保育参加をめぐる状況について、図2-3-1に示したが、保護者の積極的な参加は望ましいかという設問に対して「とてもそう思う」と答えたのは私営のほうが3.4ポイント高かった。大きな差ではないが、同様の傾向は、図2-3-3にて父母の会による活動が「よく行われている」保育所が公営より私営が2.5ポイント多いのと関係していると思われる。保護者の保育参加や父母の会に対する保育所の考え方が実際の活動に影響を与えているのではないだろうか。

約8割が「保育所の入所年齢にかかわらず、保護者が十分に愛情を持って育てれば、子どもの育ちに問題はない」

保護者の活動だけでなく、保育者は日々の保育の中で、子どもの育ちをみながら、子どもの入所年齢や保護者の就労支援について感じることがあるだろう。

まず入所年齢に目を向け、「保育所の入所年齢にかかわらず、保護者が十分に愛情を持って育てれば、子どもの育ちに問題はない」と感じるかどうかをたずねてみた(図2-3-

4)。「とてもそう思う」と「まあそう思う」と答えた割合の合計は、公営・私営ともに約80%である。特に私営では、「とてもそう思う」割合が42.6%であり、公営より7.9ポイント高い。乳児保育のニーズが都会を中心に高まりつつある現在、この結果は保護者の愛情があればという条件付きではあるが、低年齢からの保育に対する可能性をほのめかす現場の実感として解釈できるだろう。

また「子どもの育ちと保護者の就労支援を両立させることに矛盾を感じることもある」という質問に対しても、公営・私営ともに同様の結果になっている。「とてもそう思う」と「まあそう思う」の合計は、公営62.0%、私営58.9%である。その半面、「あまりそう思わない」と「まったくそう思わない」の合計は、公営で35.6%、私営で38.3%になる。両立に矛盾を感じる割合は、そうではない割合に比べると公営で26.4ポイント、私営で20.6ポイント高くなる。公営・私営に関係なく矛盾を感じる割合が相対的に高い。この結果は、子どもの育ちを考えた場合、過度な長時間保育が子どもにとって決して好ましいとはいえないのではないかと、もしかしたら負の影響を与えるかもしれないことへの

懸念として理解しなくてはならないだろう。

保護者からの要望や苦情、そして保育所の対応

保護者からの要望や苦情は、運営にプラスの影響を与えることも

前項では、保護者が保育に積極的に参加することに対して肯定的な考えをもつ保育所が多いことを述べた。その一方で、不当な要望や苦情を投げかける保護者を「モンスター・ペアレント」と呼び、メディアで問題視されたことも記憶に新しい。

保護者からの要望や苦情に対して特別な対応を迫られた保育所の割合を示したのが、図2-3-5である。公営では41.0%、私営では42.2%が保護者から何らかの要望や苦情を受けている。この点については、公営と私営とではほとんど差がない。

興味深いのは、図2-3-5で特別な対応が「あった」と答えた保育所の感想である(図2-3-6)。肯定的な感想として、「保護者とのよいコミュニケーションにつながった」のが、公営で65.1%、私営で66.5%もある。「保育所運営上の改善が図られた」を選んだ保育

図2-3-3 父母の会による活動の実施状況(公営・私営別)

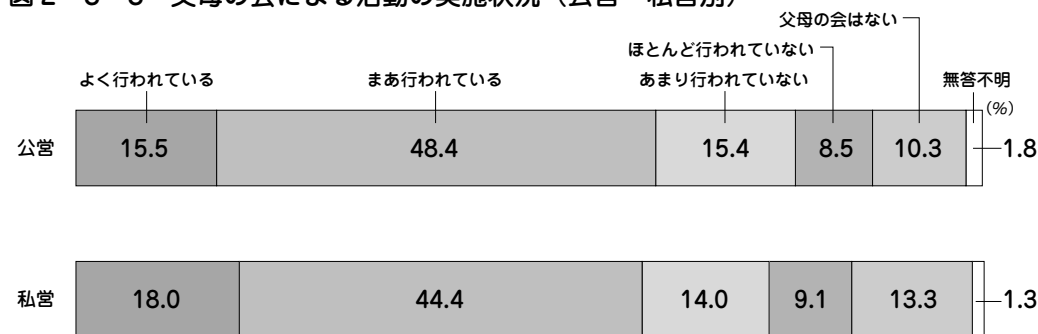
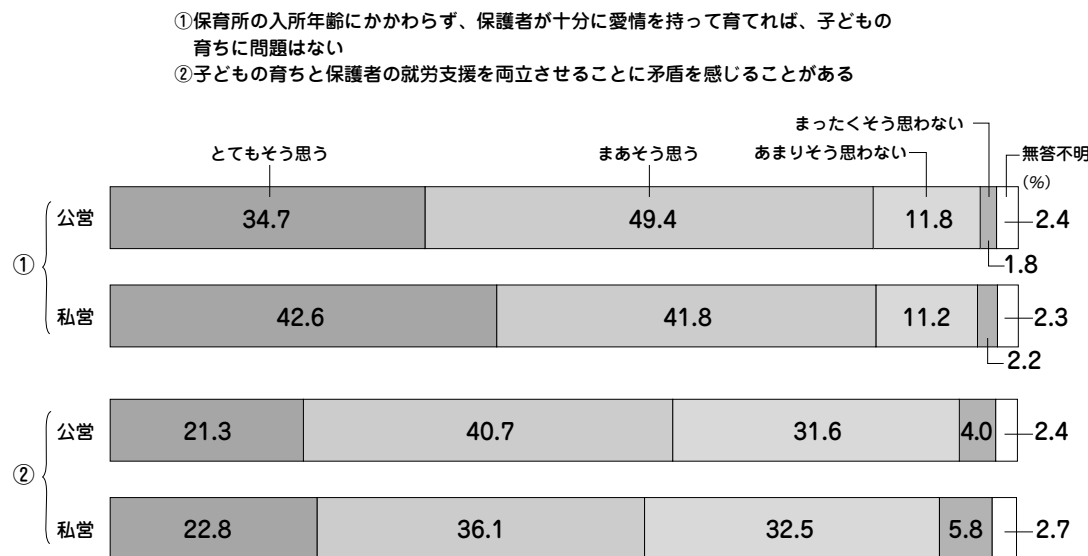


図2-3-4 保育を実践するなかで感じること(公営・私営別)

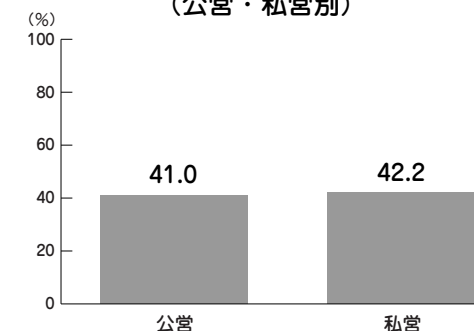


所も、公営46.6%、私営44.0%である。公営・私営ともに、保護者からの要望や苦情を前向きにとらえる姿勢がうかがえる。

その一方で、保護者からの要望や苦情を否定的に受け止める感想もみられる。「保育士等の負担が大きかった」は公営22.5%、私営22.3%である。また「保育活動にマイナスの影響があった」は公営5.7%、私営8.3%である。肯定的な感想と同様に、否定的な感想についても公営と私営ではそれほど差はみられない。

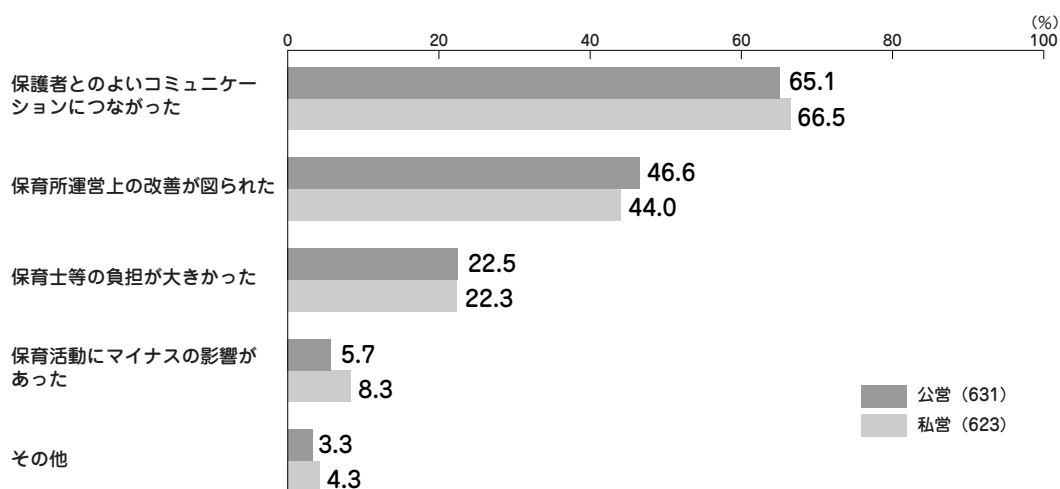
保護者からの要望や苦情といっても、さまざまである。その中身が、回答者の答えを肯定的にするのか否定的にするのかを左右すると思われるが、受け止め側の気持ちにもかかっている。とはいえ、60%以上の公営および私営の保育所が、保護者からの要望や苦情に対して肯定的な感想をもっていることは注目に値する。保育所が保護者の声に耳を傾け、それを積極的に生かしていく態度が、保護者との信頼関係づくりには欠かせないからである。

図2-3-5 この1年で、特別な対応が必要な保護者からの要望や苦情はあったか（公営・私営別）



注) 「あった」の割合。

図2-3-6 保護者からの要望や苦情に対して感じたこと（公営・私営別）



注1) 複数回答。

注2) 図2-3-5で「あった」と回答した園のみ。

保護者に期待するしつけは、まずは規則正しい生活、そして人間関係

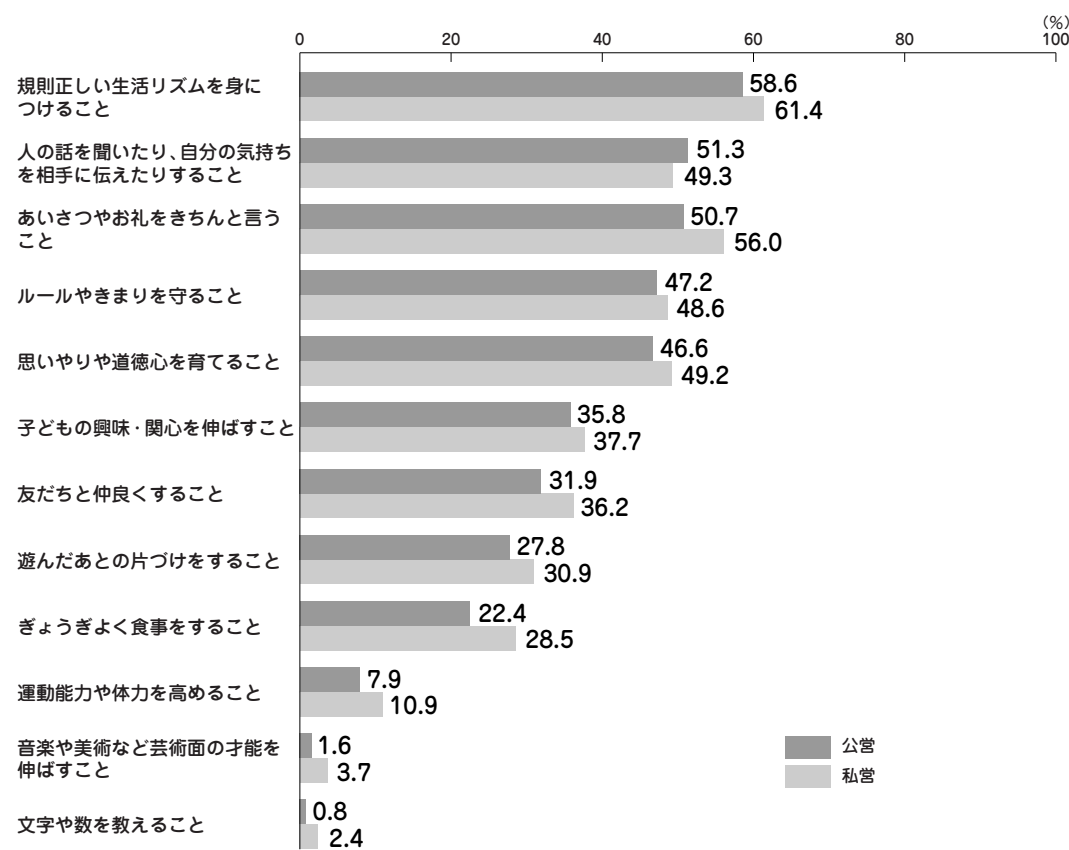
最後に保護者に対して、保育所が期待するしつけ等について触れておこう。図2-3-7は、「とても期待する」しつけを、公営の数値が高い順に並べたものである。

もっとも期待が高いのは、「規則正しい生活リズムを身につけること」である。その割合は公営58.6%、私営61.4%になる。2番目は、「人の話を聞いたり、自分の気持ちを相手に伝えたりすること」で、公営51.3%、私営49.3%である。3番目は「あいさつやお礼をきちんとすること」(公営50.7%、私営56.0%)であり、それ以降は「ルールやきまりを守ること」「思いやりや道徳心を育てること」「子どもの興味・関心を伸ばすこと」「友だちと仲良くすること」と続く。それらの後に「遊

んだあとの片づけをすること」や「ぎょうぎよく食事をする」が、そして最後に「運動能力や体力を高めること」「音楽や美術など芸術面の才能を伸ばすこと」「文字や数を教えること」といった項目がくる。ちなみに公営と私営で順位が異なるのは、「人の話を聞いたり、自分の気持ちを相手に伝えたりすること」である。公営では2番目であるが、私営では3番目である。またわずかな差ではあるが、「あいさつやお礼をきちんとすること」「ルールやきまりを守ること」と「思いやりや道徳心を育てること」の順番が公営と私営とでは逆になる。

以上から、保育所が保護者に期待するのは、まずは子どもが規則正しい生活を送ること、その次に人間関係づくりのようである。

図2-3-7 3歳以上の園児の保護者に期待するしつけや教育（公営・私営別）



注) 選択肢4つのうち、「とても期待する」の数値。

保育所の新しい課題

塩谷 香（東京成徳大学子ども学部子ども学科准教授）

「幼児教育・保育についての基本調査（保育所編）」の調査結果を見せていただきながら、この10年余の大きくまた激しい変化を考えずにはいられなかった。私事で恐縮だが、私が初任で公立保育園の園長として勤務をはじめた1998年、実施モデル園として延長保育に取り組み始めていた。その後「少子化対策」として「子育てと就労の両立」を目指し、信じられないスピードでさまざまな保育サービスが拡充され、その園は夜間保育園として実に12時間をはるかに超える保育を行うようになっていた。2002年、自ら名乗りを上げて、幼保一体化施設の運営にかかわるようになった。そこでまず、学んだことは実に素朴で基本的な幼稚園での幼児教育の姿だった。子育て支援の最前線に立ちながら、これでよいのかと迷いや怒りを持ち続けていた私にとって、それが実に新鮮で、また魅力的に映った。幼児教育の本質とは何か？を改めて考えることができ、子どもを中心に保護者と職員が温かい関係でいられる保育や支援、自分自身が保育者として納得のできるものを今も実現できたと思っている。私はこの上もなくラッキーであったのかもしれない。

しかし今、この大きな変化に迷い戸惑う保育者が多くいる。子どものためと日々奮闘を続けても、私自身がそうであったように「これでよいのか」という迷いがどこかにあるのではないか。調査結果では、「子どもの育ちと保護者の就労支援を両立させることに矛盾を感じることもある」という保育者が約6割に上っている。複雑な勤務形態、多様な職員構成、そして今までの経験だけでは対処できない子どもや保護者の対応など、山積する課題を前に日々の仕事をこなすだけで精一杯という現状もある。

そうした中で保育所保育指針が改定・告示された。調査結果からは、新指針を前向きに受け止めて現状を改善しようとする動きが多く見られた。「研修に参加する」「園内で勉強会を開く」など積極的な取り組みも数多く、保育者の頑張りが感じられる。それだけに、この頑張りを本当に意味のあるものにしてほしいと願わずにはいられない。保育所が今まで築いてきたもの、子どもの生活の場そのものである保育所が守るべきものは何なのか、そして新たに改善しなければならないところはないのか、今そうしたさまざまな検証が求められているのではないかと考える。保育課程の編成は、まさしくそのことである。今までを検証（評価）しながら、保育所の役割を改めて捉えなおし、その特性を生かしながら保育理念によりかなうための改善を図り、その実現を目指すことである。重要なことは、今まで行ってきたことを見直し、改善し新たに運営システムとして機能させることである。それは保育所の園長をはじめとして職員の協力体制なくしては実現できない。それが保育の質の向上につながり、同時にこれからの人材育成にも貢献することになる。園長や主任といった指導者の力量が厳しく問われるところでもある。

迷いや戸惑いがありながらも、保育に携わる保育者はまずその重い責任を再認識してほしい。そして幼児教育の本質を見失わないための研鑽を忘れないでほしい。長期間、長時間の保育であるからこそ重要なことである。子どもの成長は止まってはくれない。人格形成にもっとも重要な乳幼児期のほとんどを過ごす保育所の生活が子どもたちにどれほど影響を与えるものか、家庭への支援がどれだけ重要な意味を持つのか、今の子どもたちの姿から再考し、また社会に地域に発信してほしい。子どもの傍らにいる保育者が一番そのことを理解しているはずであるから。現場の実情を理解しているつもりの研究者の端くれとして、頑張る保育者の皆さんを精一杯応援したいと思う。